

任意ニ條件ヲ成就セシメ債權關係ヲ消滅セシムルコトヲ得ルカ故ニ條件ヲ附スルカ爲メニ相手方ヲ不利益ノ地位ニ置クモノニアラス從テ此種ノ條件ハ之ヲ附スルコトヲ得ルモノト云ハサルヘカラス【註五】

解除ノ意思表示ニ期限(法律行爲ノ效力ノ發生ヲ停止スル期限)ヲ附スルコトヲ得ルハ疑フ容レス蓋期限ハ其到來スルコト確定スルカ故ニ期限ヲ附スルモ相手方ニ不利益ヲ被ラシムルコトナキカ故ナリ

(五)當事者ノ一方カ數人アル場合ニ於テハ契約ノ解除ハ其全員ヨリ又ハ其全員ニ對シテノミ之ヲ爲スコトヲ得(第五百四十四條第一項)解除權ハ性質上不可分ノモノニアラス蓋既ニ前ニ述ヘタルカ如ク一部解除ヲ認ムルコトヲ得ルニ於テハ當事者ノ一方カ數人アル場合ニハ各人カ契約ノ一部ニ付キ解除スルコトヲ得ルモノトナササルヘカラス【註六】故ニ第五百四十四條カ解除權ヲ不可分トナセルハ主トシテ實際上ノ理由ニ基ク即若シ解除權ヲ有スル者カ數人アル場合ニ各當事者カ自己ノ部分ニ付キ獨立シテ解除權ヲ行使シ若クハ相手方カ數人アル場合ニ其中ノ一人ニ對シテノミ解除權ヲ行使ス

ルコトヲ得ルモノトナストキハ錯雜セル關係ヲ生シ實際ノ便宜ニ合セス故ニ當事者カ別段ノ定メヲ爲ササル場合ニ於テノミ第五百四十四條第一項ハ適用アルモノトス當事者數人アル場合トハ一箇ノ契約ニ付キ當事者數人アル場合ヲ云フカ故ニ分割債權タルト不可分債權關係タルト連帶債務タルト問フ所ナシ且數人ノ當事者ハ必シモ同時ニ解除ノ意思表示ヲ爲シ又ハ之ヲ受クルコトヲ要セス當事者ノ一人カ解除ノ意思表示ヲ爲シ又ハ受ケタル後他ノ當事者カ解除ノ意思表示ヲ爲シ又ハ之ヲ受クルコトヲ得唯最後ノ當事者カ解除ノ意思表示ヲ爲シ又ハ之ヲ受ケタル時解除ノ效力ヲ生ス又數人ノ當事者中ノ一人カ他ノ當事者ヲ代理シテ解除ヲ爲シ又ハ之ヲ受クルコトヲ妨ケス

【註一】伊民法第千百六十五條、西民法第千百二十四條ハ佛民法ノ主義ニ從フ

【註二】匈牙利民法草案第八百三十七條モ亦之ニ倣フ

【註三】第五百四十條第二項ハ獨民法第一草案第四百二十六條第一項ニ

依リタルモノナリ獨民法ハ解除ノ意思表示カ撤回スルコトヲ得サルバ
明カニシテ其規定ノ必要ナシトシ之ヲ削レリ意思表示ハ撤回スルコト
ヲ得ナルヲ原則トスルカ故ニ第五百四十條第二項ノ規定ハ蛇足ト云フ
ヘシ

【點四】 Fiebach, Das gesetzliche Rücktrittsrecht S. 42, Kisch, Unmöglichkeit S. 137,
Planck 3 Aufl. § 349 Nr. 1 Staudinger-Kuhlenbeck Nr. 2, Cobn, Recht 1908 S. 35

【註五】 Örtmann § 349 Nr. 3, Planck-Siber § 349 Enneckerus § 182 II 2 b

【註六】 Planck-Siber § 356, Staudinger-Kuhlenbeck Nr. 1, Drove, zur Lehre vom ver-
tragsmässigen Rücktrittsrecht S. 123

第五款 解除ノ效果

第一項 原狀回復ノ義務

解除ノ效果
原狀回復
義務

契約ノ解除ハ既ニ論セルカ如ク既往ニ遡リテ債權關係ヲ消滅セシメ從テ
債權關係ヨリ生セル箇箇ノ請求權ヲ消滅セシムル效力ヲ有ス從テ契約ノ解

除ニ依リ左ノ效果ヲ生ス

(一) 債務者カ未タ債務ヲ履行セサル場合ニハ契約ノ解除ニ依リ債務者ハ
債務ヲ免ル雙務契約ニ在リテハ解除ニ依リテ當事者雙方共ニ其債務ヲ免ル
從テ擔保モ亦消滅シ違約金契約モ亦其效力ヲ失フ

(二) 當事者ノ一方又ハ雙方カ既ニ債務ノ履行トシテ給付ヲ爲シタル後ニ
在リテハ契約ノ解除ニ依リ債權關係ハ消滅シ從テ給付ハ其原因ヲ失フニ至
ルカ故ニ不當利得請求權ニ基キテ其償還ヲ請求スルコトヲ得既ニ論セルカ
如ク解除ニ因リテ生スル償還義務ハ不當利得ノ原則ニ基クモノニシテ唯償
還義務ノ範圍カ第七百三條ノ規定ニ從ハス第五百四十五條第一項ノ規定ニ
從ヒ各當事者ハ其相手方ヲ原狀ニ復セシムル義務ヲ負フモノトス原狀回復
トハ當初ヨリ契約ノ締結ナカリシト同一ノ狀態ニ復スルヲ云フ故ニ解除當時ニ
利益ノ存スル限度ニ於テ償還スルヲ以テ足レリトセス給付ノ當時ニ受
ケタル利益ヲ償還スルコトヲ要ス是レ解除カ遡及力ヲ有ストナス所以ナリ
解除ノ效果トシテ原狀回復ノ義務ヲ生スルモノトナシタルハ法律上ノ解除

(特ニ債務不履行ニ基ク場合)ニ在リテハ損害賠償ト相並ヒテ原狀回復ヲ認ムルヲ以テ債權者ヲ保護スルニ最適當ナル方法トナシタルカ爲メニシテ契約上ノ解除ニ在リテハ原狀回復ノ義務ヲ生セシムルヲ以テ最當事者ノ意思ニ合スト爲シタルカ爲メナリ今解除ニ因リテ生スル償還義務ノ範圍ヲ述フレハ

(一) 解除ニ依リ各當事者ハ其受ケタル給付ヲ相手方ニ返還スルコトヲ要ス從テ解除セラレタル契約カ物ノ給付ヲ目的ト爲シタルトキハ解除ニ依リ給付ヲ受ケタル物其モノヲ返還スルコトヲ要シ權利ノ移轉ヲ目的ト爲シタルトキハ移轉セラレタル權利其モノヲ原權利者ニ移轉スルコトヲ要ス

若シ原物ヲ返還スルコト能ハサル給付例へハ勞務、物ノ使用等ノ償還方法ニ關シ法典ニ規定ヲ缺ク然レトモ此場合ニハ原物ヲ返還スルコトヲ得サルカ故ニ之ニ代ルヘキ價格ヲ償還スルコトヲ要スルモノト解スヘシ而シテ其價格ハ給付ヲ爲シタル時ニ於ル價格ヲ標準トシテ之ヲ定ムルコトヲ要ス且價格ノ返還ハ損害賠償ニアラサルヲ以テ給付者カ給付ニ付キ有スル主觀的

價格ニ依ラス客觀的價格ヲ償還スルヲ以テ足ル

(二) 果實返還ノ義務ニ關シテハ規定ヲ缺ク然レトモ解除ニ依リ原狀回復ノ義務ヲ生スルカ故ニ果實返還ノ義務ヲ認メサルヲ得ス且五百四十五條第二項ニ於テハ金錢ニ付キテハ其受領ノ時ヨリ利息ヲ附スルコトヲ要ストナスニ依リテ見レハ他ノ果實モ亦返還スルコトヲ要スルモノト解スルコトヲ要シ又第五百七十九條但書ノ規定ヨリ云フモ果實ヲ返還スルコトヲ要スルモノト解セサルヘカラス從テ解除當時ニ現存スル果實ヲ返還シ且收取シタル果實ニシテ消費シタルモノハ其價格ヲ賠償スルコトヲ要スルモノト解スヘシ【註二】

金錢ヲ返還スヘキ場合ニハ其受領ノ時ヨリ利息ヲ附スルコトヲ要ス(第五百四十五條第二項)法定利息ノ一種ニシテ原狀回復ノ目的ヨリ生スル結果ナリ而シテ金錢ヲ返還スル者ハ實際其元本ヲ利用シ利益ヲ得タルト否トヲ問ハス利息ヲ償還スルコトヲ要ス是レ金錢ハ法定利息ニ相當スル利益ヲ生スルモノト看做スカ爲メニシテ此點ハ上述セル他ノ果實返還義務ト異ナル所

(三) 約付ノ返還ヲ受クル者ハ保存費、有益費等ノ支出費用ヲ償還スヘキ義務ヲ負フヤ否ヤニ關シ規定ヲ缺ク然レトモ原狀回復ノ目的ヨリ云ヘ給付ヲ受領セル時ノ狀態ニ於テ返還スルヲ以テ足ル而シテ解除當時ニ存スル狀態ハ必要費、有益費ヲ支出シタル結果ナルヲ以テ給付ノ返還ヲ受クル者ハ相手方ニ對シ保存、改良ノ爲メニ支出セル費用ヲ償還スルコトヲ要スルモノト解セサルヘカラス【註二】

(四) 契約ノ目的物ヲ受領セル者カ其受領後過失ニ因リテ目的物ヲ滅失、毀損シ其他返還スルコト能ハサルニ至ラシメタル場合ニハ解除ニ依リ相手方ニ對シ損害賠償義務ヲ負フヤ否ヤニ關シ規定ヲ缺ク解除權ヲ行使シタル後ニ在リテハ返還義務ヲ負擔スルニ至ルカ故ニ一般ノ原則ニ從ヒ返還義務者カ過失ニ因リ目的物ヲ滅失、毀損シ其他返還ヲ爲スコト能ハサルニ至リタルトキハ損害賠償ノ責ニ任スヘキハ明カナリ之ニ反シ解除權行使以前ニ在リテハ未タ返還義務ヲ負擔セサルカ故ニ同一ニ論スルコトヲ得ス然レトモ當

事者ハ將來契約カ解除セラレ其受領セル物體ヲ返還スルコトアルヘキコトヲ豫期スヘキモノナルカ故ニ恰モ條件成就以前ノ狀態ニ類似ス從テ解除以前ニ在リテ相當ノ注意ヲ以テ物體ヲ保存スルコトヲ要スルモノトナササルヘカラス特ニ契約上ノ解除ノ場合ニ於テ然リトス且解除ハ遡及的ニ債權關係ヲ消滅セシムルモノナルカ故ニ給付當時ノ狀態ニ於テ物體ヲ返還スヘキ義務ヲ生ス故ニ當事者カ過失ニ因リテ物體ヲ滅失、毀損シ其他返還スルコト能ハサルニ至ラシメタルトキハ解除ノ場合ニ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルコトヲ要スルモノト解スヘシ【註三】

(五) 解除ニ依リ雙方ノ當事者カ償還義務ヲ負擔スル場合ニハ雙務契約ヨリ生セル債務關係ニ類似ス故ニ第五百三十三條ヲ準用シ當事者ノ一方ハ相手方カ其償還義務ノ履行ヲ提供スルマテハ自己ノ償還義務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得ルモノトセリ(第五百四十六條)從テ當事者ノ一方ハ相手方ニ對シテ償還義務ノ履行ヲ請求スルコトヲ得ト雖モ若シ自ラ履行又ハ履行ノ提供ヲ爲ササル場合ニハ相手方ハ抗辯ニ依リテ償還義務ノ履行ヲ拒絕スルコトヲ得

從テ相手方カ抗辯ヲ援用シタル場合ニハ交換的ニ履行ヲ爲スヘキ旨ヲ判決スルコトヲ要ス

契約ノ解除ハ原狀回復ノ義務ヲ生スルニ過キサルカ故ニ解除ハ債權的效力ヲ生スルニ止マリ物權的效力ヲ生スルコトナシ本來債權契約ト之ニ基キテ爲サルル給付行爲トハ獨立スルモノニシテ解除ハ單ニ原因タル債權契約ヲシテ效力ヲ失ハシムルニ止マル之カ爲メニ給付行爲ハ其效力ヲ失フコトナシ然レトモ債權契約カ解除セラレタル結果トシテ給付行爲ハ其原因ヲ失フカ故ニ給付ヲ受ケタル者ハ之ヲ償還スヘキ債務ヲ負擔スルニ至ル例へハ賣買契約ノ履行トシテ目的物ノ所有權ヲ移轉セル場合ニ解除ニ依リ賣買契約ヲシテ其效力ヲ失ハシムルニ止マリ所有權ノ移轉契約ハ無效ト爲ルコトナシ從テ所有權ハ當然原權利者ニ復歸スルコトナシ唯賣買契約カ解除セラレタル結果トシテ所有權移轉契約ハ其原因ヲ失フニ至ルカ故ニ所有權ヲ讓受ケタル者ハ原權利者ニ所有權ヲ移轉スヘキ債務ヲ負擔ス從テ原權利者カ所有權ヲ取得スルカ爲メニハ更ニ所有權移轉契約ヲ締結スルコトヲ要ス是

レ第五百四十五條第一項ニ於テ各當事者ハ其相手方ヲ原狀ニ復セシムル義務ヲ負フト云フニ依リテ明カナリ若シ解除ニ依リ給付行爲カ無效ニ歸シ一旦移轉シタル權利カ當然原權利者ニ復歸スルモノトセハ解除ニ依リテ當然原狀ニ復スルモノニシテ原狀ニ復セシムル義務ヲ生スル餘地ナシ故ニ解除ハ單ニ債權的效力ヲ生スルニ止マリ物權的效力ヲ生スルコトナシ【註四】此ノ如ク解除ハ債權的效力ヲ生スルニ過キサルカ故ニ第三者ニ對シテ其效力ヲ及ホサス從テ契約ヲ解除スルモ第三者ノ權利ヲ害スルコトナシ(第五百四十五條第一項但書)例へハ買主カ其取得セル目的物ヲ他ニ移轉シ地上權ヲ設定シ抵當權ヲ設定シタル後賣買契約カ解除セラルモ第三者ノ取得セル所有權、地上權、抵當權等ハ何等ノ影響ヲモ被ルコトナシ蓋解除ハ單ニ債權的效力ヲ生スルニ過キサルカ故ニ契約ニ依リ權利ヲ取得セル者ハ解除ニ依リ其權利ヲ原權利者ニ移轉スヘキ債務ヲ負フニ止マル從テ其權利ヲ第三者ニ移轉セル場合ニハ其權利ヲ取得シテ原權利者ニ移轉スヘキ債務ヲ負ヒ第三者カ目的物上ニ權利ヲ取得セル場合ニハ其第三者ノ權利ヲ消滅セシメテ原權利

者ニ移轉スヘキ債務ヲ負フニ過キス從テ第三者ノ権利ハ解除ニ依リテ其影響ヲ受クルコトナク依然トシテ之ヲ保有スルコトヲ得ルモノトス【註五】【註六】

【註一】果實返還義務ニ關シテハ第百八十九條又ハ第百九十條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得ス蓋解除ハ單ニ債權關係ヲ消滅セシムルニ止マリ契約ニ依リ元物ヲ取得セル者ノ權利ヲ消滅セシムルモノニアラサルカ故ニ遡及的ニ果實收取ノ權利ナカリシモノトナスコトヲ得ス且契約ニ依リ元物ヲ取得セル者ハ善意ノ占有者ナリヤ又ハ惡意ノ占有者ナリヤ必シモ明カラス契約上ノ解除ニ在リテハ當事者ハ解除セラルヘキ可能アルコトヲ知ルカ故ニ或ハ惡意ノ占有者ト云フコトヲ得ヘキカ如シト雖モ解除アルマテハ果實ヲ收取スル權利ヲ有スルカ故ニ惡意ノ占有者トナスヲ得ス又法律上ノ解除ニ在リテハ惡意ノ占有者ニアラサルハ明カナリ然レトモ若シ善意ノ占有者トシテ果實ヲ取得スルコトヲ得ルモノトナストキハ原狀回復ノ目的ニ反スルニ至ルヘシ故ニ第百八十九條、第一百九十條共ニ適用スルコトヲ得ス原狀回復ノ目的ヨリシテ果實返還

義務ヲ負フモノト解セサルヘカラス獨民法第三百四十七條ハ果實返還義務ニ關シ規定ヲ設ケ權利拘束後ニ於ケル所有者占有者間ノ關係ニ關スル規定(第九百八十七條)ニ從フテ之ヲ定ムヘキモノトナス

【註二】獨民法第三百四十七條ハ支出費用償還義務ニ關シ規定ヲ設ケ權利拘束後ニ於ケル所有者占有者間ノ關係ニ關スル規定(第九百九十四條第二項)ニ從フテ之ヲ定ムヘキモノトナス我法典ハ此ノ如キ特別ノ規定ナキヲ以テ第一百九十六條ノ規定ヲ適用スヘキモノトナスコトヲ得ス

【註三】獨民法第三百四十七條ハ物體ノ毀損滅失其他ノ理由ニ因リ返還

スルコト能ハサル場合ニハ權利拘束後ニ於ケル所有者占有者間ノ關係ニ關スル規定(第九百九十九條)ニ從フテ之ヲ定ムヘキモノトス我法典ハ此ノ如キ特別ノ規定ナキカ故ニ第一百九十六條ノ規定ヲ適用スヘキモノトナスコトヲ得ス

【註四】解除カ債權的效力ヲ生スルニ過キナルハ解除セラレタル契約カ特定物上ノ物權移轉ヲ目的トナセルト否トニ關スル所ナシ特定物上ノ

物權ノ移轉ヲ目的トスル場合ニ於テモ債權契約ト物權契約トハ之ヲ區別スルコトヲ要シ物權ハ物權契約ニ依リテ始メテ移轉スルモノトス而シテ解除ハ單ニ債權契約ノミヲ解除スルモノナルカ故ニ物權契約ハ其效力ヲ失フコトナシ從テ原狀ニ復スルカ爲ミニハ更ニ物權ヲ移轉スル契約アルコトヲ要ス(拙著民法研究第二卷四〇〇頁以下參照)明治四十年十二月二十六日長崎控訴院第一民事部判決鹿兒島地方裁判所判決法律新聞第六百四十八號一四頁明治三十八年三月十八日東京地方裁判所第四民事部判決等ハ同一ノ見解ヲ採ル然レトモ一般ノ判例ハ反對ノ見解ヲ採リ解除ニ依リテ物權ハ當然ニ復歸スルモノトナス(明治四十一年七月八日大審院第二民事部判決横田氏債權各論一九七頁以下同一ノ見解ヲ採ル反對説ノ理由ニ關シテ種種ノ見解アルモノノ如シ即(一)或ハ我民法ニ於テハ獨立セル物權契約ナル觀念ヲ認メ斯特定物上ノ物權ヲ移轉ス

ル場合ニハ債權契約ト物權契約トヲ混合セル一種ノ契約ニ依リテ債權力發生スルト共ニ物權ヲ移轉ス從テ解除ニ依リ債權力消滅スルト共ニ物權ハ當然ニ原權利者ニ復歸スルモノトナス然レトモ債權契約ト物權契約トカ混合セル一種ノ契約ナルモノハ理論上之ヲ認ムルコトヲ得ス且解除ハ債權契約ノ解除ヲ云フモノナルカ故ニ此見解ノ採ルヘカラサルハ明カナリ(二)或ハ特定物上ノ物權ノ移轉ヲ目的トスル場合ニハ債權契約ノ效力トシテ物權ハ移轉スルカ故ニ債權契約カ解除セラレタルトキハ物權モ亦之ニ伴フテ當然ニ原權利者ニ移轉スルモノトナス然レトモ物權カ債權契約ノ效力トシテ移轉スルモノトナスハ物權契約ヲ否認スルモノニシテ其根本ニ於テ非ナリ(拙著民法研究第二卷二六頁以下參照)(三)或ハ契約ヲ解除スルトキハ第百七十六條ノ規定ニ依リ當然物權ハ原權利者ニ移轉スルモノトナス此見解ハ解除ニ依リ債權契約ハ解除セラレ從テ特定物上ノ物權ヲ移轉スヘキ債務ヲ生スルモ第百七十六條ニ依リテ物權ハ當然原權利者ニ移轉スルモノトナスモノノ如シ然レトモ

第一百七十六條ニ依リ物權力移轉スルカ爲ミニハ意思表示(意思表示ハ債權契約ヲ云フモノトナス見解ヲ探ルト物權契約ヲ云フモノトナス見解ヲ探ルトヲ問ハス)ヲ必要トスルカ故ニ解除ノ外ニ意思表示ヲ要スルハ明カナリ從テ契約ヲ解除スル場合ニハ解除ノ外ニ尙意思表示アルコトヲ要ス特定物ナルカ爲ミニ意思表示ヲ必要トセサル理由ナシ

此ノ如ク解除ニ依リテ當然ニ物權ハ復歸スルコトナシト雖モ當事者カ特ニ契約ヲ以テ解除權ヲ留保セル場合ニ解除ノ意思表示ヲ解除條件トシテ物權契約モ亦其效力ヲ失フヘキコトヲ定メタル場合ニハ債權契約ヲ解除スルニ依リ物權契約モ亦其效力ヲ失ヒ物權ハ當然ニ原權利者ニ復歸スヘシ

【註五】解除ハ單ニ債權的效力ヲ生スルニ過キサルカ故ニ解除ニ依リ第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得サルハ云フヲ俟タス故ニ第五百四十五條第一項但書ハ無用ノ冗文タリ此規定ハ解除力遡及的ニ物權的效力ヲ有スルモノト解シテ始メテ意義ヲ有ス即、物權契約を取消サレタル場合若

クハ物權契約ニ附セラレタル解除條件カ成就シ且遡及力ヲ有スル場合ト同シク解除ニ依リテ債權契約ト共ニ給付行為タル物權契約モ亦解除セラレ物權カ當初ヨリ移轉セサリシ結果ヲ生スル場合ニ於テノミ契約ノ目的物ニ關シ取得セル第三者ノ權利ハ影響ヲ受クルモノトス此場合ニハ契約ノ目的物上ニ權利ヲ取得セル第三者ハ解除ニ依リ無權利者ヨリ權利ヲ取得セル結果トナルカ故ニ第三者ハ一旦取得シタル權利ヲ失フノ結果ヲ生ス從テ第五百四十五條第一項但書ハ第三者ヲ保護スルカ爲ミニ解除ニ依リ第三者カ其取得セル權利ヲ害セラレサルコトヲ定メタルモノト解スルコトヲ得ヘシ然レトモ解除力遡及的ニ物權的效力ヲ生スルモノニアラサルハ既ニ前ニ論セルカ如シ故ニ此見解ニ從フコトヲ得サルハ云フヲ俟タス

尙一派ノ見解ノ如ク解除ニ依リテ債權契約カ解除セラルニ過キサルモ特定物上ノ物權ハ當然ニ原權利者ニ移轉スルモノトナス見解ヲ探ルモ第五百四十五條第一項但書ノ規定ハ不用ノ規定タリ蓋此見解ハ物

權ハ遡及的ニ原權利者ニ復歸スルニアラス解除ノ時ニ原權利者ニ移轉スルモノトナスカ故ニ解除セラレタル契約ニ依リテ權利ヲ取得セル者自ラ其權利ヲ保有スル場合ニ於テノミ解除ト共ニ其權利ヲ第三者ニ移轉スルコトヲ得ヘク既ニ其權利ヲ第三者ニ移轉セル場合ニハ解除ト共ニ其權利ハ原權利者ニ移轉スルコトヲ得ス故ニ第三者ノ權利ハ原權利者ニ移轉セラルルコトナシ又契約ニ依リテ所有權ヲ取得セル者カ其目的物上ニ他物權ヲ設定セル場合ニハ解除ト共ニ其所有權ハ他物權カ設定セラレタル狀態ニ於テ原權利者ニ移轉スルカ故ニ此場合ニ於テモ第三者ハ解除ニ依リテ權利ヲ害セラルルコトナシ故ニ此見解ヨリスルモ但書ノ規定アルコトヲ要セス

【註六】第五百四十五條第一項但書ノ所謂ル第三者ノ權利ハ契約ノ目的物ニ關シ第三者カ取得セル權利ヲ云フ例へハ契約カ所有權移轉ヲ目的トスル場合ニ所有權ヲ取得セル者カ其所有權ヲ第三者ニ讓渡シ又ハ他物權ヲ設定シ又例へハ契約カ債權ノ移轉ヲ目的トスル場合ニ債權ヲ取

得セル者カ其債權ヲ第三者ニ讓渡シ又ハ質權ヲ設定セル場合ノ如シ第三者ノ權利カ契約ノ目的物ニ關スル權利ヲ云フモノタルハ第一項本文ト但書トノ關係上明カナリ第一項本文ハ解除ヲ爲シタルトキハ契約ニ依リ取得セル目的物返還義務ヲ生スヘキコトヲ定メタルモノニシテ之ヲ制限シテ其效果ヲ第三者ニ及ホサルコトヲ定メタルモノナリ故ニ但書ノ規定スル第三者ハ目的物ニ關シテ權利ヲ取得セル第三者ヲ云フモノト解セサルヘカラス從テ解除セラルヘキ契約ヨリ生セル債權其モノ(例へハ解除セラルヘキ賣買契約ヨリ生セル代金債權ニ關シ第三者カ債權ヲ第三者カ讓受ケ又ハ其債權ノ上ニ第三者カ質權ヲ取得セル場合ニハ解除セラルヘキ賣買契約ヨリ生セル債權ハ解除ニ依リ始メヨリ發生セサリシ結果ヲ生ス從テ縱令其債權カ第三者ニ讓渡セラレ又ハ質入セラルルモルカ故ニ契約ニ因リテ生セル債權ハ解除ニ依リ始メヨリ發生セサリシ效力(箇箇ノ請求權ノ原因タル債權關係)ヲ遡及的ニ消滅セシムルモノナ

解除ニ依リ第三者ハ無権利者ヨリ権利ヲ取得セル結果トナルカ故ニ諱渡契約質入契約共ニ無效ニ歸シ第三者ハ其権利ヲ失フモノトス(一二五七頁、一二六三頁參照)更ニ第三者ノ爲メニスル契約ニ於テ第三者カ取得セル權利ニ關シテモ第一項ノ適用ナシ即、約束者カ第三者ノ爲メニスル契約ヲ解除シタル場合ニハ第三者ノ取得セル債權ハ消滅スルモノトス(二二三八頁參照)

第二項 損害賠償

解除權ノ行使ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ケス(第五百四十五條第三項)此規定ハ疑義ヲ免レサル規定ニシテ此規定ノ解釋ニ關シテハ(一)解除權者ハ契約ヲ解除スルト共ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルヤ(二)若シ解除ト共ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトセハ如何ナル原因ニ基キテ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルヤノ二箇ノ問題ヲ生ス

今先ツ契約解除ト損害賠償トノ關係ニ關スル各國立法ノ主義ヲ見ルニ

- (一) 或ハ債務不履行(給付不能債務者ノ遲滯)ノ場合ニハ債權者ハ損害賠償ヲ請求スルカ契約ヲ解除スルカ兩者ノ中其一ヲ選擇スルコトヲ要シ契約ヲ解除セル場合ニハ之ト共ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得サルモノトス此見解ハ獨民法第三百二十五條、第三百二十六條ノ採ル所ニシテ匈牙利民法草案(第九百十八條、第九百二十九條)ハ之ニ從フ此見解ニ從ヘハ解除ハ契約ノ締結ナカリシト同一ノ狀態ヲ回復スルコトヲ目的トスルモノナルカ故ニ解除權ト契約ヨリ生スル請求權トハ互ニ相容ルルコトヲ得ス從テ解除ト共ニ不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得サルモノトナス蓋損害賠償債權ハ本來ノ債權カ其内容ヲ變更セルニ過キサルカ故ニ損害賠償ヲ請求スルニハ本來ノ債權關係カ存在スルコトヲ要ス然ルニ契約ヲ解除シタルトキハ本來ノ債權關係ハ消滅スルカ故ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘキ根據ヲ缺クニ至ル故ニ解除ト損害賠償トハ互ニ相排斥スルモノニシテ兩者カ併立スルコトハ論理上認ムルコトヲ得ストナス
- (二) 或ハ債務不履行ノ場合ニハ債權者ハ契約解除ト共ニ不履行ニ因リテ

生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトナス此見解ハ佛民法(第千百八十四條第二項)ノ採ル所ニシテ契約ノ解除ハ單ニ契約ノ締結ナカリシト同一ノ状態ヲ回復スルニ過キサルカ故ニ債權者ヲ保護スルニ充分ナラス故ニ債權者ハ解除ト共ニ債務不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトナス【註二】

(三) 或ハ債權者ハ契約解除ト共ニ契約ノ消滅ヨリ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトナス此見解ハ瑞債務法(第百九條)ノ採ル所ニシテ之ニ從ヘハ獨民法ト異ナリ債權者ハ契約解除ト共ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ト雖モ佛民法ニ於ケルカ如ク債務不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ス消極的契約上ノ損害(negative Vertragsinteresse)ノミヲ請求スルコトヲ得ルモノトナス【註二】

以上ノ見解ノ中理論ヨリ云ヘハ獨民法ノ見解ヲ以テ正當トスヘク佛民法ノ見解ハ論理ニ合セス蓋債務不履行ニ因ル損害賠償ヲ請求スルカ爲メニハ債務カ存在シ從テ契約カ效力ヲ失ハサルコトヲ前提トス從テ契約ヲ解除ス

ルトキハ契約ハ除去セラレ債務ハ既往ニ遡リテ消滅スルカ故ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得サルハ論理上明カナリ然レトモ之ヲ實際ノ結果ヨリ云フトキハ解除ハ單ニ消極的ニ契約ノ締結ナカリシト同一ノ状態ヲ回復スルニ過キサルカ故ニ債務不履行ヲ理由トシテ契約ヲ解除セル場合ニハ債權者ノ保護全キモノト云フコトヲ得ス債權者ハ債務者ヨリ完全ナル履行ヲ得ンカ爲メニ契約ヲ締結スルモノナルカ故ニ債務不履行ノ場合ニ單ニ當初ヨリ契約ヲ締結セサリシ状態ヲ回復スルニ過キサルモノトナストキハ債權者ハ契約ヘハ契約解除ト共ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトナスヲ適當トス【註三】瑞債務法ノ規定ハ此兩説ヲ調和スルコトヲ得ルモノトナスヲ適當ト契約上ノ損害賠償ハ無效若クハ取消ノ場合ニ適用セラルモノナルカ故ニ解除ノ場合ニ適用スルコトヲ得ルモノトナスコトヲ得ルモノトナスヲ消極的契約上ノ損害ノ賠償ニ依リ債權者ハ契約カ有效ニ成立セルモノト信セルカ爲メニ受ケタル損害即、主トシテ契約ノ履行準備ノ爲メニ支出シタル費用

ア償還セシムルコトヲ得ルニ過キサルカ故ニ之ニ因リ不履行ニ因リテ受ケタル損害全部ヲ賠償セシムルコトヲ得ス故ニ此見解モ亦債權者ヲ保護スルニ於テ充分ナリト云フコトヲ得ス

我法典ハ何レノ見解ヲ採リタルモノト解スヘキヤ此問題ニ關シテハ先ツ債權者ハ契約解除ト損害賠償請求トノ中其一ヲ選擇スルコトヲ要スルヤ又ハ契約ヲ解除スルト共ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルヤヲ定ムルコトヲ要ス五百四十五條第三項ハ單ニ解除權ノ行使ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ヶスト云ヒ一般的の規定ヲ設クルニ過キサルカ故ニ或ハ獨民法ト同一ノ主義ヲ採リ單ニ兩者ノ中其一ヲ選擇スルコトヲ得ヘキ旨ヲ定メタルモノト解スルコトヲ得ルカ如シト雖モ同規定カ契約解除ト共ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘキ旨ヲ定メタルモノナルコトハ疑ヲ容レス蓋第五百四十五條第三項ハ「解除權ノ行使ハ損害賠償ノ請求スルコトヲ得ヘキ旨ヲ定メタルモノト解スル行使スルモ尙損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘキ旨ヲ定メタルモノト解スルコトヲ要ス且若シ同項カ契約解除ト損害賠償ノ請求トノ中其一ヲ選擇スヘ

キコトヲ定メタルモノナリトセハ契約解除ノ效力ヲ定メタル第五百四十五條ノ一項トシテ之ヲ設クヘキモノニアラス解除權ノ原因ヲ定メタル第五百四十一條乃至第五百四十三條ノ規定ト相竝ヒテ規定スルコトヲ要ス五百四十五條ノ末項トシテ之ヲ規定セルニ依リテ見レハ解除ノ效力トシテ原狀回復ノ義務ヲ生スルト共ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘキ旨ヲ定メタルモノトナササルヘカラス又第五百六十一條、第五百六十三條第五百六十七條等ノ規定ニ依リテ見レハ契約解除ト共ニ損害賠償ノ請求スルコトヲ得ヘキコトヲ定メタルモノト解スヘキハ明カナリ更ニ若シ第五百四十五條第三項カ單ニ債權者カ契約解除ト損害賠償ノ請求トノ中其一ヲ選擇スルコトヲ得ヘキ旨ヲ定メタルモノトセハ同項ノ規定ハ無用ノ規定ニシテ同規定ナキモ債權者カ兩者ノ中其一ヲ選擇スルコトヲ得ルハ明カナリ故ニ特ニ同規定アルニ依リテ見レハ契約解除ト共ニ損害賠償ヲ請求シ得ヘキコトヲ定メタルモノトナササルヘカラス

瓦解
未だ未だ
反対後が遅後

此ノ如ク五百四十五條第三項ニ依リ解除權者ハ契約解除ト共ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルハ明カナリト雖モ損害賠償請求權ハ如何ナル原因ニ基キテ生セルモノナリヤ即、佛民法ノ如ク債務不履行ニ基ク損害賠償ヲ云フモノナリヤ或ハ瑞法ノ如ク消極的契約上ノ損害賠償ヲ云フモノナリヤ將タ又他ノ原因ニ基ク損害賠償ヲ云フモノナリヤ吾人ノ解スル所ヲ以テスレハ同項ノ所謂ル損害賠償ハ契約解除ニ因リテ生セル損害賠償ヲ云フモノトス即、債權者カ契約カ解除セラルコトナク完全ニ履行セラルコトヲ期待セルカ爲メニ受ケタル損害賠償ハ單ニ契約カ無效ナル場合ニ有效ニ成立セルモノト信セル損害賠償ト異ナルノミナラス又消極的契約上ノ損害賠償ト異ナル消極的契約上ノ損害賠償ハ單ニ契約カ無效ナル場合ニ有效ニ成立セルモノト信セルカ爲メニ生セル損害ヲ賠償スルニ止マルト雖モ此ニ云フ契約解除ニ因リテ生セル損害賠償ハ契約ノ效力カ存續シ完全ニ履行セラルコトヲ期待セルカ爲メニ生セル損害ヲ賠償スルコトヲ要ス【註四】今其理由ヲ述フレハ

(一) 第五百四十五條第三項ノ所謂ル損害賠償ハ佛法ノ規定ニ倣ヒ債務不

履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ云フモノト解スヘキカ如シ【註五】然レトモ此見解ノ採ルヘカラナル理由ヲ舉クレハ(イ)既ニ論セルカ如ク損害賠償ト契約解除トハ互ニ相排斥スルモノニシテ契約ヲ解除シ且債務不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルハ論理上之ヲ認ムルコトヲ得ス故ニ第三項ノ所謂ル損害賠償ハ債務不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ云フモノトナスコトヲ得ス(ロ)且之ヲ實際ノ結果ヨリ見ルモ契約ヲ解除スルト共ニ債務不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトナスハ當ヲ失ス即、債務者ノ履行遲延ニ基キ契約ヲ解除セル場合ニハ(五百四十一條、五百四十二條)解除ト共ニ履行遲延ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトナスモ不都合ノ結果ヲ生セサルヘシト雖モ給付不能ニ基キ契約ヲ解除セル場合ニ(五百四十三條)尙不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトナスキハ頗、不都合ノ結果ヲ生ス蓋債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ給付不能ヲ生セル場合ニハ債權者カ請求スル損害賠償ハ履行ニ代ルヘキ全部ノ損害賠償ナルカ故ニ債權者ハ解除ニ依リ自己ノ負擔スル債務

ハ免ルルニ拘ラス債務者ヨリシテ履行ト同一ノ價值アル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルノ結果トナルヘシ從テ債權者ハ二重ニ利得スルコトナリ其當ヲ得サルヤ云フヲ俟タス若シ債權者カ債務者ノ負擔スル損害賠償額ヨリ自ラ負擔スル反對給付ノ價格ヲ控除シタル殘額ノミヲ損害賠償トシテ請求スルコトヲ得ルモノトナストキハ不當ノ結果ヲ生セサルヘシト雖モ此ノ如キ殘額ヲ以テ損害賠償トナスノ觀念ハ之ヲ認ムルコトヲ得ス既ニ論セルカ如ク損害ハ反對給付ト關係スル所ナク單ニ給付不能ト爲リタル債務ノミニ付キ之ヲ定ムルコトヲ要ス損害額ヨリ反對給付ヲ控除セル殘額ノミヲ以テ損害トナスコトヲ得ス若シ損害賠償トシテ殘額ノミヲ請求スルコトヲ得ルモノトナストキハ差額說ト同シク損害賠償ハ債務ノ不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ云フニアラシテ全契約ノ不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ云フノ結果トナリ畢竟債權者ヲ保護スルニハ損害賠償債權ノミヲ認ムルヲ以テ足リ解除權ヲ認ムル必要ナキニ至ルヘク其採ルヘカラサルハ明カナリ【註】六或ハ曰ハシ債權者カ自ラ負擔スル反對給付ヲ留保スル場合ニハ債務者ノ

不履行ヨリ生セル損害額ヨリ反對給付ヲ控除セル殘額ノミニ付キ損害ヲ受クルカ故ニ殘額ノミノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ト然レトモ債權者カ反對給付ヲ留保スルコトヲ得ルハ契約ヲ解除セル結果ナリ從テ殘額ノ賠償ヲ以テ不履行ニ因リテ生セル損害賠償トナスコトヲ得ス寧解除ノ結果トシテ生セル損害賠償トナササルヘカラス(ハ)更ニ第五百四十五條ハ法律上ノ解除タルト契約上ノ解除タルトヲ區別セス解除ノ效力ヲ定メタル規定ナルカ故ニ同條第三項ハ法律上ノ解除ノミナラス形式上ハ契約上ノ解除ニモ適用アルモノトナササルヘカラス又法律上ノ解除ハ解除ノ原因如何ヲ問ハス第三項ノ適用ヲ受クルカ故ニ同項ハ單ニ不履行ニ因リテ生セル損害賠償ノミヲ云フモノトナスコトヲ得ス若シ第三項ハ第五百四十一條乃至第五百四十三條ノ場合ノミニ適用アルモノトセハ或ハ債權者ハ契約ヲ解除スルト共ニ遲滯若クハ給付不能ニ基キテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノト解スルコトヲ得ヘシ然レトモ其他ノ法律上ノ解除ノ場合ニモ適用アルモノトセハ同項ノ規定スル損害賠償ハ不履行ニ因リテ生セル損害賠償ノミヲ云フモノ

トナスコトヲ得ス而シテ後ニ論スルカ如ク法律上ノ解除ヲ認ムル諸種ノ規定ニ付キテ見ルトキハ解除ト共ニ請求スルコトヲ得ル損害賠償ハ解除ニ因リテ生セル損害賠償ヲ云フモノト解スルコトヲ要スルカ故ニ第三項ノ所謂ル損害賠償ハ不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ云フモノト解スルコトヲ得サルハ明カナリ

(二) 更ニ瑞債務法ノ如ク債権者ハ消極的契約上ノ損害即、契約力有效ニ成立セルモノト信シタルカ爲メニ受ケタル損害ヲ賠償セシムルコトヲ得ルモノトナストキハ上述セル矛盾ヲ調和スルコトヲ得ルカ如シト雖モ此見解ハ我法典上ハ其根據ナシ且所謂ル消極的契約上ノ損害ハ契約力無效又ハ取消ノ原因ヲ有スル場合即、契約ノ瑕疵ノ原因カ既ニ契約成立當時ニ存在スル場合ニ之ヲ認ムルコトヲ得ヘシ然ルニ契約ノ解除ノ場合ニハ契約ハ瑕疵ヲ有スルニアラス法律上若クハ契約上ノ解除權ヲ行使シテ始メテ契約ヲ無效ニ歸セシムルコトヲ得ルモノトス故ニ理論上解除ノ場合ニ消極的契約上ノ損害ヲ賠償スヘキモノトナスハ當ヲ得タルモノト云フコトヲ得ス且消極的契

約上ノ損害ノミヲ賠償スルヲ以テ足レリトスルトキハ單ニ契約ノ締結ナガリシ状態ヲ回復スルコトヲ得ルニ過キサルカ故ニ法律上ノ解除ニ在リテハ債権者ヲ保護スルニ充分ナリト云フコトヲ得ス法律上ノ解除ニ在リテハ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ債権者ヲシテ契約ヲ解除スルノ已ムヲ得サルニ至ラシメタル場合ナルカ故ニ尙一步ヲ進メテ債権者カ完全ナル履行ヲ期待シタルニ因リテ受ケタル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトナスコトヲ要ス

(三) 以上ノ見解カ當ヲ得サルニ依リテ見レハ第五百四十五條第三項ニ依リ債権者カ解除ト共ニ請求スルコトヲ得ル損害賠償ハ契約解除ニ因リテ受ケタル損害賠償ヲ云フモノト解セサルヘカラス契約解除ニ因リテ生シタル損害賠償トハ債権者カ契約ノ效力カ存續シ完全ニ債務カ履行アルコトヲ期待セルカ爲メニ受ケタル損害賠償ヲ云フモノナルカ故ニ債権者ハ之ニ依リテ完全ナル保護ヲ受クルコトヲ得ヘシ而シテ此見解ニ從フトキハ解除ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スヘキモノトナスカ故ニ損害賠償債権ハ契約力除

去セラレ債權カ消滅セルコトヲ前提トス從テ解除ト共ニ損害賠償ヲ請求スルモ論理上ノ矛盾ヲ生スルコトナシ且此見解ハ法典上ニ其根據ヲ有ス即(イ)第五百五十七條第二項ノ規定ヨリ推スキハ第五百四十五條第三項ノ所謂損害賠償ハ解除ニ因リテ生セル損害賠償ヲ云フモノト解セサルヘカラス若シ第五百四十五條第三項ハ債務不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘキ旨ヲ定メタルモノトセハ第五百五十七條第二項ハ無意義ノ規定ナリ蓋手附ノ授者又ハ受者カ契約ヲ解除スルハ相手方ノ不履行ヲ原因トスルニアラサルカ故ニ相手方ニ對シテ不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得サルハ云フヲ俟タサル所ナルカ故ナリ、故ニ若シ第五百五十七條第二項ノ規定ヲシテ意義アル規定タラシムルカ爲ミニハ第五百四十五條第三項ノ所謂ル損害賠償ハ解除ニ因リテ生セル損害賠償ヲ云フモノト解スルコトヲ要ス、蓋第五百五十七條ニ依リ契約ヲ解除スル場合ニ解除ノ結果トシテ損害ヲ生スルコトアルハ明カナルカ故ニ特ニ同條第二項ニ依リテ第五百四十五條第三項ノ規定ノ適用ヲ除外セルモノト解スルコトヲ得ルカ

故ナリ(ロ)第六百二十一條、第六百三十一條、第六百四十二條第二項等ニ於テ「解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償」ナル文字ヲ用ユ「解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償」ハ其文字ノ示スカ如ク契約ノ解除ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ云フモノナルコトハ明カナリ、又此等ノ規定ハ貸借人、使用者、注文者カ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ貸貸人、労務者、請負人ニ解除權ヲ認メタルモノナルカ故ニ解除權ハ債務不履行ニ基クモノニアラス從テ債務不履行ニ因リテ生セル損害ノ賠償ヲ云フモノニアラサルハ疑ヲ容レス而シテ此等ノ規定カ特ニ契約解除ニ因リテ生セル損害ノ賠償ヲ爲スコトヲ要セサル旨ヲ規定スルニ依リテ見レハ原則トシテ契約ヲ解除スル場合ニハ解除ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトナササルヘカラス而シテ此ノ如キ原則ハ第五百四十五條第三項以外ニ之ヲ求ムルコトヲ得サルカ故ニ同項ハ契約解除ト解セサルヘカラス(ハ)第六百二十八條ハ已ムコトヲ得サル事由カ當事者ノ一方ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ相手方ハ解除ヲ爲スコトヲ得ルト共ニ

損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘキ旨ヲ定ム此場合ニハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ解除權ヲ認メタルモノナルカ故ニ債務不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルヲ得ルコトヲ定メタルモノニアラサルハ明カナリ從テ契約ノ解除ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘキコトヲ定メタルモノト解セサルヘカラス〔ニ〕第五百六十二條第一項、第六百四十一條ハ賣主注文者等カ損害ヲ賠償シテ契約ヲ解除スルコトヲ得ヘキ旨ヲ定ム此等ノ場合ニ於ケル損害賠償カ契約ノ解除ニ因リテ生スヘキ損害賠償タルハ明カナリ又第六百五十一條第二項ニ規定スル損害賠償モ亦同シク契約ノ解除ニ因リテ生セル損害賠償ヲ云フハ疑ヲ容レス而シテ此等ノ規定ニ依リテ一般ニ解除ノ場合ニ請求スルコトヲ得ヘシ〔ホ〕更ニ第五百六十一条本文、第五百六十三條第三項、第五百六十五條、第五百六十七條第三項等ノ場合ニ買主ハ契約解除ト共ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘキモノトナス此等ノ場合ニ於ケル損害賠償ハ債務不履行ニ因リテ生セル損害賠償トナスコトヲ得ス若シ買主

方賣買ヲ解除セルニ拘ラス不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトナストキハ買主ハ代金ノ債務ヲ免ルルト共ニ賣主ニ對シ不履行ニ因リテ生セル全部ノ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルニ至リ其當ヲ得サルヤ云フヲ俟タス故ニ買主カ契約ヲ解除セル場合ニハ單ニ解除ニ因リテ生セル損害賠償ノミヲ請求スルコトヲ得ルモノトナササルヘカラス以上諸種ノ規定ヨリ綜合スルトキハ第五百四十五條第三項ノ所謂ル損害賠償ハ契約解除ニ因リテ生セル損害賠償ヲ云フモノト解セサルヘカラス〔註七〕

上述スル所ニ依レハ解除權者カ契約解除ト共ニ請求スルコトヲ得ル損害賠償ハ契約解除ニ因リテ生スル損害賠償ヲ指スモノト解セサルヘカラス而シテ第五百四十五條第三項ハ廣く解除權ノ行使ト共ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘキ旨ヲ定ムト雖モ前述諸種ノ規定ヨリ綜合スルトキハ法律上ノ解除ノ場合即、法律ノ規定ニ基キテ解除權ヲ生スル場合ニ於テノミ解除權者ハ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトナササルヘカラス之ニ反シ契約上ノ解除ノ場合ニハ解除權者ハ單ニ契約ヲ解除スルコトヲ得ルニ止マリ解除

ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ス蓋契約上ノ解除ノ場合ニハ
契約ニ依リ任意ニ解除ヲ爲スコトヲ得ヘキ權利ヲ留保セル者カ解除ヲ爲ス
場合ナルカ故ニ解除ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘキ理由
ナシ且第五百五十七條第二項ニ於テ第五百四十五條第三項ノ適用ナキコト
ヲ定メタルヨリ推論スルモ契約上ノ解除ノ場合ニ損害賠償ヲ請求スルコト
ヲ得サルハ明カナリ

契約ノ解除ニ因リテ生セル損害ハ債權關係カ其效力ヲ存續シ完全ニ履行
セラルルコトヲ期待シタルカ爲ミニ生シタル損害ヲ云フ之ニ屬スル主ナル
損害ヲ舉クレハ解除權者カ自ラ負擔スル債務ノ履行ノ準備ノ爲ミニ支出セ
シ費用既ニ履行ヲ爲シタル後解除ヲ爲シタル場合ニハ其履行ノ爲ミニ支出セ
シ費用相手方ノ履行アルモノト信シテ他ヨリ購買スル機會ヲ失ヒタルカ
爲ミニ生セル損害注文セル仕事ヲ完成スルカ爲ミニ供給スヘキ材料ヲ準備
スルカ爲ミニ支出セル費用等ノ如シ債務者ノ履行遲延ニ因リテ生セル損害
債務者ノ負擔スル給付ノ價格ヨリ債權者ノ負擔スル反對給付ノ價格ヲ控除

セル差額等モ亦契約ノ解除ニ因リテ生セル損害トシテ其賠償ヲ請求スルコ
トヲ得ヘシ蓋此等ノ損害ハ債務カ完全ニ履行セラルルコトヲ債權者カ期待
セルカ爲ミニ被レル損害トシテ觀察スルコトヲ得ルカ故ナリ又債權者カ取
得スヘカリシ利益(lucrum cessans)モ亦債權者カ債務ノ履行アルコトヲ期待シ
タルカ爲ミニ被リタル損害ト云フコトヲ得ヘキカ故ニ其賠償ヲ請求スルコ
トヲ得ヘシ

【註 I】 Laureut XVII n. 156, Demolombe XXV n. 523, Baudry-Lacantinerie et Ba-
rde XIII n. 928

【註 II】 Oser S. 339

【註 III】 獨民法ノ規定ヲ非トシ債權者ハ契約解除ト共ニ損害賠償ヲ請求
ベルコトヲ得ヘキモノトナスノ說ヲ唱フル者尠カラズ Kisch, Unmöglich-
keit S. 153, Littmann, Das gesetzliche Rücktrittsrecht S. 24, Rudolph, Besteht für
denjenigen, welcher einen Vertrag durch Ausübung eines Büchtrittrechts auflöst,
ein Anspruch auf Schadensersatz gegen den Gegner?

【註四】 Kisch, Umnöglichkeit S. 152, Jahrb. f. Dogm. B. 44 S. 106 fg 參照

【註五】 梅氏民法要義卷之三四五四頁横田氏債權各論二〇四頁以下ハ此見解ヲ採ル

【註六】 二一五五頁以下参照

【註七】 第六百二十一條、第六百二十八條、第六百三十一條、第六百四十一條、第六百四十二條、第六百五十一條等ノ規定ハ後ニ論スルカ如ク告知ニ關スル規定ナリ從テ此等ノ規定ヲ根據トシテ第五百四十五條第三項ノ所謂ル損害賠償カ解除ニ因リテ生セル損害賠償タルコトヲ論スルハ當ヲ得サルモノトナスヘキカ如シ然レトモ我法典ハ告知ト解除トヲ混同シ同一ノ性質ヲ有スルモノトナスカ故ニ立法者ノ意思ヨリ云ヘハ此等ノ規定ヲ根據トシテ第五百四十五條第三項ヲ解釋スルコトヲ得ルモノト云ハサルヘカラス且此等ノ規定ニ依リ告知ニ因リテ生スル損害賠償ヲ認ムルコトヲ得ルニ於テハ之ニ準シテ解除ニ因リテ生スル損害賠償ヲ認ムルコトヲ得ヘシ

第六款 解除権ノ消滅

解除権消滅ノ原因ヲ舉クレハ左ノ如シ【註一】

(一) 抛棄　解除権者カ解除権ヲ抛棄スルトキハ解除権ハ消滅ス解除権ノ抛棄ハ單ニ解除権者ノ單獨行為ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得【註二】且必シモ明示タルコトヲ要セス默示タルコトヲ得且抛棄ノ意思表示ハ必シモ相手方ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ要セス解除権ノ抛棄アリタルヤ否ヤハ各場合ノ事實問題トシテ之ヲ定ムヘシ解除権者カ自ラ解除権ヲ有スルコトヲ知リテ全部若クハ一部ヲ履行シ或ハ相手方ニ對シ履行ヲ請求シ若クハ履行ヲ受領スル場合ニハ通常默示的ニ解除権ヲ抛棄セルモノト解スルコトヲ得ヘシ

【註一】 或ハ解除権ノ消滅原因ト除斥原因トニ區別シ解除権カ消滅セル場合ニハ再ヒ復活スルコトナシト雖モ單ニ除斥セラレタルニ過キサル場合ニハ除斥原因カ消滅シタルトキハ解除権ハ再ヒ復活スルモノトナス(Dernburg § 108 IV) 然レトモ此區別ヲ爲スノ必要ナシ且我法典ハ此ノ

如キ區別ヲ認メス

【註一】 獨法ノ通説ニ從ヘハ解除權ノ拋棄ニハ契約ヲ要スルモノトナフ
(Planck-Siber § 355 Nr. 2, Staudinger-Kuhlenbeck Vorb. II 4 vor § 350, Cohn, Gruch-
ois Beitr. B. 47 S. 275 fg 及對 Walsmann, Verzicht S. 109 fg) 我法典ニ於テハ
一般ニ權利ハ權利者ノ單獨行爲ヲ以テ拋棄スルコトヲ得ルヲ以テ原則
トシ債務ノ免除ト雖モ債權者ノ單獨行爲ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得ル
モノトナスカ故ニ解除權ノ拋棄モ亦單獨行爲ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ル
ルハ疑フ容レス

(1) 期間ノ經過 當事者カ解除權ノ行使ニ關シ除斥期間ヲ定メタルト
キハ解除權ハ其期間ノ經過ニ依リテ消滅ス若シ當事者カ除斥期間ヲ定メサ
ルトキハ解除權ハ第百六十七條第二項ノ規定ニ從ヒ二十年ノ消滅時效ニ依
リテ消滅スル結果トナルヘシ〔註三〕然レトモ永年ノ間解除權ノ行使ヲ許スト
キハ相手方ハ頗不安固ノ地位ニ在リ故ニ法律ハ之ヲ保護スルカ爲メニ相手
方ハ相當ノ除斥期間ヲ定メ其期間内ニ解除ヲ爲スヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ

催告スルコトヲ得ルモノトス相當ノ期間ハ解除權ヲ行使スルヤ否ヤヲ熟慮
決定セシムルニ必要ナル期間ヲ云フモノニシテ第五百四十一條ノ相當期間
ニ關シ述ヘタル所ニ準シテ之ヲ定ムヘシ而シテ若シ其期間内ニ解除權者ヨ
リ解除ノ通知ヲ受ケサルトキハ解除權ハ消滅スルモノトス蓋解除權者カ期
間内ニ解除權ヲ行使セサルニ於テハ之ヲ拋棄セルモノト看做スコトヲ得ル
カ故ナリ(第五百四十七條)

【註三】 解除權ハ形成權ナルカ故ニ性質上消滅時效ニ罹ルヘキモノニア
ラス然レトモ我法典ハ第百六十七條第二項ニ於テ廣ク財產權ハ消滅時
效ニ因リテ消滅スヘキモノトナシ又形成權ノ一種タル取消權ニ關シテ
ハ時效ノ適用アルモノトナス(例へハ第百二十六條、第四百二十六條、第七
百五十九條第三項、第千二十二條第二項)故ニ解除權モ亦時效ノ適用アル
モノトナサルヘカラス然レトモ時效ニ關スル規定ノ大部分特ニ時效
中斷ノ規定ハ之ヲ適用スルコトヲ得ナルハ明カニシテ單ニ時效ノ停止
ニ關スル規定ノミ適用スルコトヲ得ヘシ

(三) 解除権者ノ行爲　解除権者カ自己ノ行爲又ハ過失ニ因リテ著シク契約ノ目的物ヲ毀損シ若クハ返還スルコト能ハサルニ至リタルトキハ解除権ハ消滅ス(第五百四十八條第一項〔註四〕解除権者カ過失ニ因リテ其受領セル契約ノ目的物ヲ著シク毀損シ若クハ返還スルコト能ハサルニ至リタルトキハ通常解除権ヲ拋棄セルモノト解スルコトヲ得ルノミナラス解除権者ノ行為ニ因リテ解除ノ目的タル原狀回復ヲ完フルコトヲ得サルニ至ラシメタル場合ナルカ故ニ解除権者ハ其解除権ヲ失フモノトセリ此場合ニ解除権カ消滅スルカ爲ミニハ左ノ要件ヲ具フルコトヲ要ス

(二) 契約ノ目的物カ著シク毀損セラレ若クハ之ヲ返還スルコト能ハサルニ至リタルコトヲ要ス契約ノ目的物トハ解除セラルヘキ契約ニ基キテ當事者ノ一方カ受領シ解除ニ依リテ相手方ニ返還スヘキ物體ヲ云フ契約ノ目的物タルコトヲ要スルカ故ニ從トシテ移轉セラレタルニ過キサル物例ヘハ土地ヲ賣却セル場合ニ其土地ニ在ル植木ノ如シカ毀損セラレ又ハ返還スルコト能ハナルニ至ルモ解除権ノ消滅ヲ來スコトナシ(イ)毀損トハ單ニ物ノ物理

的變更ノミナラス目的物上ニ第三者ノ物權カ設定セラレタル場合ヲモ含ムモノト解スヘシ又目的物ノ一部カ滅失セル場合モ亦毀損トシテ之ヲ解スヘシ毀損カ著シキヤ否ヤハ各場合ニ之ヲ定ムルコトヲ要シ特ニ毀損ニ因リ物ノ經濟上ノ效用カ如何ナル影響ヲ受クルヤヲ斟酌スルコトヲ要ス又解除ニ依リ相手方ハ完全ナル狀態ニ於テ目的物ヲ回復スヘキモノナルカ故ニ毀損カ著シキヤ否ヤヲ定ムルニハ相手方ノ利益ヲ顧慮スルコトヲ要ス若シ毀損カ著シカラサル場合ニハ解除権者ハ尙其解除権ヲ失ハス(ロ)目的物ヲ返還スルコト能ハストハ目的物ノ滅失、紛失、侵奪等ニ因リ返還スルコト能ハサルニ至リタル場合ヲ云フ又解除権者カ目的物ヲ他人ニ譲渡シ又ハ目的物上ニ第三ノ爲メニ權利ヲ設定シタル場合ニ再ヒ之ヲ回復シ返還スルコト能ハサルニ至リタルトキハ亦同シク解除権ヲ失フ〔註五〕又目的物カ差押ヘラレタルカ爲メ返還スルコト能ハナルニ至リタル場合ニ其差押カ解除権者ノ行爲ニ原因スルモノナルトキハ解除権ヲ失フ

(二) 目的物ノ毀損若クハ之ヲ返還スルコト能ハナルコトハ解除権者ノ行

爲又ハ過失ニ基クコトヲ要ス(イ)過失ハ故意及ヒ過失ヲ含ム即解除權者カ解除權ヲ有スルコトヲ得ヘカリシヲ云フ故ニ解除權者カ解除權ヲ有スルコト又ハ之ヲ有スルニ至ルコトアルヘキコトヲ知リタル場合ノミナラス過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシカ爲メ目的物ノ返還ヲ妨クヘキ行爲ヲ爲シタル場合ニハ解除權ヲ失フ(ロ)行爲トハ解除權者ノ任意ノ行爲ヲ云フ從テ苟モ解除權者ノ意思ニ基ク行爲ナルヲ以テ足リ過失アルコトヲ要セス從テ適當ナル經濟的方法ニ依リ目的物ヲ滅失セシメ又ハ緊急狀態ヲ免ルルカ爲メニ目的物ヲ毀損セル場合ニ於テモ尙解除權ヲ失フ蓋行爲ナル文字ノ意義ヨリ云ヘハ苟モ解除權者ノ意思ニ基ク効作ハ凡テ之ヲ行爲ト稱スルコトヲ要スルノミナラス第五百四十八條第一項後段ニ於テ加工若クハ改造ニ因リテ目的物ヲ他ノ種類ノ物ニ變スルニ依リ解除權カ消滅スルモノトナス理由ヨリ推ストキハ過失ナキモ解除權者ノ任意ノ行爲ニ依リテ解除權ハ消滅スルモノトナサナルヘカラス【註六】【註七】

(三) 解除權ヲ行使スル以前ニ目的物カ著シク毀損セラレ若クハ之ヲ返還スルコト能ハサルニ至リタルコトヲ要ス解除權ヲ行使シタル後ニ於テ目的物ヲ毀損シ若クハ之ヲ返還スルコト能ハサルニ至リタルトキハ損害賠償ノ義務ヲ負フニ止マル

以上ノ要件ヲ具フル場合ニハ解除權ハ消滅ス縦令解除權ヲ行使スルモ其效力ヲ生セス而シテ解除權者カ解除權ヲ行使スルニハ目的物カ著シク毀損シ若クハ之ヲ返還スルコト能ハサルニ至リタルコトカ自己ノ行爲又ハ過失ニ基カナルコトヲ證明スルコトヲ要ス

此ノ如ク契約ノ解除權者ノ行爲又ハ過失ニ因リテ著シク契約ノ目的物ヲ毀損シ若クハ之ヲ返還スルコト能ハサルニ至リタルトキハ解除權ハ消滅スト雖モ解除權者ノ行爲又ハ過失ニ因ラスシテ契約ノ目的物カ滅失又ハ毀損シタルトキハ解除權ハ消滅セス(第五百四十八條第二項)即解除權者ノ受領セル契約ノ目的物カ相手方若クハ第三者ノ行爲ニ因リ又ハ自然力ニ因リ滅失シ又ハ毀損シタル場合ニハ解除權者ハ尙解除ヲ爲スコトヲ得ルモノトス故

ニ解除権者ハ解除ニ依リ相手方ニ對シテ契約ノ目的物ヲ返還スルコト能ハ
サルニ拘ラス自ラ相手方ニ爲シタル反對給付ノ返還ヲ請求スルコトヲ得從
テ相手方カ危險ヲ負擔スルノ結果ヲ生ス蓋契約解除ハ契約ヲ締結セサリシ
當初ノ狀態ヲ回復スルコトヲ目的トスルモノナルカ故ニ若シ當初ノ狀態ニ
復セルモノトセハ事變ニ因ル滅失毀損ハ相手方カ之ヲ負擔スヘキカ故ニ解
除権者ハ滅失毀損後ニ於テモ解除権ヲ失ハサルモノトセリ【註八】然レトモ此
規定ハ任意規定ナルカ故ニ當事者カ反對ノ定メヲ爲スコトヲ妨ケス
解除権者カ契約ヲ解除シタル後事變ニ因リテ目的物カ滅失、毀損セル場合
ニ於テモ亦上述スル所ト同シク相手方カ其危險ヲ負擔ス蓋此場合ニハ雙務
契約ヨリ生セル債權關係ニアラサルカ故ニ第五百三十四條ヲ適用スルコト
ヲ得スト雖モ一般ノ原則ニ從ヒ解除権者カ其返還義務ヲ免ルルニ止マリ相
手方ハ返還義務ヲ免ルルモノニアラサルカ故ナリ

【註四】獨逸普通法ニ於テハ買主ノ過失ニ因リテ生セル賣買ノ目的物ノ
滅失又ハ毀損カ回復訴權(actio redhibitoria)ニ關シ如何ナル影響ヲ及ホス

ヤニ關シ議論岐レタリ通説ニ從ヘハ賣主カ拋棄ノ意思ヲ以テ又ハ違法
ニ目的物ニ滅失毀損ヲ加ヘタル場合ニハ回復訴權ヲ失フモノトセリ(Wind-
scheid § 394 Anm. 12 a)獨民法第三百五十條乃至第三百五十三條
ハ大體ニ於テ之ニ倣フ我民法第五百四十八條ハ獨民法ノ規定ニ依ル
【註五】獨民法第一草案第四百三十條、第二草案第三百三條ハ解除権者カ
目的物ヲ處分シ第三者ノ權利ヲ負擔セシメタル場合ニハ解除権ハ消滅
スヘキ旨ヲ定メタルモ單ニ此等ノ事實アルモ解除権者ハ再ヒ目的物ヲ
取得シ返還スルコトヲ得ル場合アルカ故ニ獨民法第三百五十三條ハ處
分ニ依リ目的物ヲ取得シタル第三者ニ第三百五十一條又ハ第三百五十一
條(我民法ノ第五百四十八條第一項ニ該當ス)ノ條件ヲ具フル場合ニ於
テノミ解除権者ハ解除権ヲ失フモノトセリ我法典ハ獨民法第三百五
三百四十八條ニ依リ解除権者カ目的物ヲ處分シタル場合ニ再ヒ之ヲ取
得シテ返還スルコト能ハサル場合ニハ必シモ獨民法第三百五十三條ノ

條件ヲ具備セサルモ解除權ハ消滅スルモノト解セサルヘカラス

【註六】第五百四十八條第一項ノ「自己ノ行爲又ハ過失」ナル文字ハ法典ニ他ニ其用例ナク「行爲」ノ意義明確ヲ缺ク「行爲又ハ過失」ナル文字ハ佛民法第十四十二條、第千二百四十五條ノ la fait et la faute なり轉化シ來レルモノノ如シ而シテ佛法ニ於テハ此文字ノ意義ニ關シテハ議論岐レ通説ニ從ヘハ行爲ハ作爲ニ因ル過失ヲ云ヒ過失ハ不作爲ニ因ル過失ヲ云フモノトナシ兩者ハ過失ナル文字ニ含マルモノトナス (Laurent XVII n.

557, Huc VIII n. 36, Planiol II n. 623)之ニ反シ一派ノ學者ハ行爲ハ過失ナキ行爲ヲ IN FIDE NOTABUS (Dutanton XII n. 95, Baudry-Lacaninerie et Ba de XIII n. 1465, Zachariae-Crome § 298 Anm. 4)此等ノ佛法ノ見解ハ直チニ我法典ノ規定ノ解釋ニ供スルコトヲ得スト雖モ第五百四十八條ノ行爲ナル文字ハ後ノ見解ニ從フテ解スルヲ正當トスヘシ

【註七】獨民法第三百五十一條ハ「過失」(Verschulden)ナル文字ヲ用ユ過失ノ意義ニ關シテハ見解種種ニ岐ル(一)或ハ過失ナル文字ヲ固有ノ過失ノ意

義ニ解シ解除權者カ自ラ解除權(既ニ發生セル解除權タルト將來發生スルコトアルヘキ解除權タルトヲ問ハス)アルコトヲ知リ又ハ知ルコトヲ得ヘキ場合ニ過失アリトス即此場合ニハ將來或ハ解除ニ依リ其受領セル目的物ヲ返還スルコトアルヘキ可能アルニ拘ラス返還スルコト能ハサルニ至ラシメタルトキハ解除權者ニ過失アルモノトナス(Kisch, Unmöglichkeit S. 141, Schollmeyer § 353 Nr. 1, Strohal, Jahrb. f. Dogm. B. 33 S. 372) (1)或ハ過失ハ固有ノ過失ノ意義ヲ有セス解除權者ノ責ニ歸スヘキ任意ノ行為ニシテ事情ニ依リ許スヘカラサルモノナル場合ニハ即過失アルモノトナス (Örtmann § 351)尙 Staudinger-Kuhlenbeck Nr. 1, Planck 3 Aufl. Nr. 1 等ハ解除權者ノ責ニ歸スヘキ任意ノ行為ニ因リテ目的物ヲ滅失毀損シタル場合ニ於テモ尙解除權ヲ行使スルコトヲ得ルモノトナスハ信義ニ反ストナシ結果ニ於テ同一ノ見解ヲ採ル Ennecerus § 263 Anm. 5ハ過失ヲ固有ノ意義ニ解フルモ加工改造ニ因リテ解除權ヲ失フ場合ヨリ推シテ同一ノ見解ヲ採ル(1)或ハ第四百十八條ノ場合ト同シク自己ニ對ス

ル過失ノ意義ニ解スヘキモノトナス (Conze, Einfluss einer Verfügung des Kaufers usw. S. 54/55) (四)或ハ過失ハ單ニ自己ノ利益ニ反スル行爲ヲ云フモノトナス (Planck-Siber § 351 Nr. 1) 此等ノ見解ノ中第二第三及ヒ第四ノ見解ハ狹ク過失ヲ固有ノ意義ニ解スルノ不當ナル結果ヲ救濟センカ爲メニ唱ヘラルニ外ナラス第五百四十八條ハ單ニ過失ト云ハス行爲又ハ過失ト云フカ故ニ過失ナル文字ヲ固有ノ意義ニ解シ行爲ナル文字ハ解除權者ノ責ニ歸スヘキ任意ノ行爲ヲ云フモノト解スルトキハ此等ノ諸見解ト同一ノ結果ヲ生セシムルコトヲ得ヘシ

【註八】 獨普通法ニ於テハ賣買ノ目的物カ瑕疵アル場合ニ其目的物カ事變ニ因リテ滅失又ハ毀損スルモ買主ハ回復訴權 (actio redhibitoria) ヲ行使スルコトヲ得ルモノトナシ (Windscheid § 394 Anm. 5) 普國國法 (第一部 第五章 第三百二十七條、第三百二十八條) 佛民法 (第千六百四十七條) ハ反對ノ主義ヲ採レリ獨民法 (第三百五十條) ハ獨普通法ノ主義ヲ契約解除ニ採用シ解除權者ノ受領セル物體カ事變ニ因リテ消滅スルモ解除權ヲ失ハサルモノ

ノトナス我民法第五百四十八條第二項ハ之ニ倣フ然レトモ獨民法ノ規定ハ學者間ニ非難アル所ニシテ其理由トスル所ハ相手方カ危險ヲ負擔スヘキモノトナスハ當事者ノ意思ニ適セサルノミナラス且公平ニ合セスト云フニ在リ例ヘハ甲乙交換契約ヲ締結シ甲ハ乙ヨリ馬ヲ取得シ乙ハ甲ヨリ牛ヲ取得セリ且甲ハ四週間ノ期間ヲ附シテ解除權ヲ留保セリ甲ハ更ニ其馬ヲ丙ニ賣却シ且四週間ノ期間ヲ附シテ解除權ヲ留保セリ然ルニ其馬カ丙ノ許ニ於テ事變ニ因リテ死亡セリ此場合ニ甲カ乙トノ契約ヲ解除スルモ丙トノ契約ヲ解除セサル場合ニハ甲ハ反對給付ヲ爲ナスシテ乙ヨリ牛ノ返還ヲ受クルコトヲ得ルト共ニ丙ヨリ得タル代金ヲ保有スルコトヲ得ルカ故ニ甲ハ二重ニ利得スルノ結果ヲ生ス (Goldmann-Lilenthal § 103 Anm. 26, Dernburg § 108 VI, Staudinger-Knhlenbeck § 356 Nr. 5)

(四) 目的物ノ變更 解除權者カ加工若クハ改造ニ因リテ契約ノ目的物ヲ他ノ種類ノ物ニ變更シタルトキハ解除權ハ消滅ス (第五百四十八條第一項)

加工若クハ改造ハ契約ノ目的物ニ工作ヲ加ヘ新ナル物ヲ生セシムル行爲ヲ云フ加工(Bearbeitung)ハ單ニ工作ヲ加フルヲ云ヒ改造(Umbildung)ハ目的物ヲ變更スルヲ云フ共ニ第二百四十六條ニ規定スル加工ニ屬ス解除權者カ加工若クハ改造ニ因リテ目的物ヲ他ノ種類ノ物ニ變更シタルトキハ原狀ニ於テ返還スルコト能ハサルニ至ルヲ以テ契約ノ目的物ノ滅失ノ場合ト同シク解除權ヲ失フ而シテ此場合ニハ解除權者ノ行爲ニ依リテ加工若クハ改造セラルヲ以テ足リ其過失アルコトヲ要セス又加工若クハ改造ノ價格カ目的物ノ價格ヨリ大ナルコトヲ要セス然レトモ解除權カ消滅スルカ爲ミニハ加工若クハ改造ニ因リテ他ノ種類ノ物ニ變更スルコトヲ要スルカ故ニ他ノ種類ノ物ニ變更セサルトキハ解除權ハ消滅セス寧相手方ハ解除ノ場合ニ其支出費用ヲ償還スルコトヲ要ス且此規定ハ任意規定ニ過キサルカ故ニ當事者ハ契約ヲ以テ加工又ハ改造ニ因リテ他ノ種類ノ物ニ變更スルモ尙解除權カ消滅セサルコトヲ約スルコトヲ得ヘシ

解除權ノ行使

解除ハ形成權タル性質ヲ有スルカ故ニ解除權者カ

解除權ヲ行使シタルトキハ解除權ハ消滅シ原狀回復ノ義務ヲ生ス故ニ後ニ至リ更ニ解除權ヲ行使スルコトヲ得ヘキ餘地ナシ

以上解除權消滅ノ原因ヲ述ヘタリ當事者數人アル場合ニ於テハ其全員カ共同シテ解除權ヲ行使スルコトヲ要スルカ故ニ又解除權カ當事者中ノ一人ニ付キ消滅シタルトキハ他ノ者ニ付キテモ亦消滅スルモノトス(第五百四十四條第二項蓋當事者中ノ一人ニ付キ解除權カ消滅セル場合ニ他ノ當事者カ尙解除權ヲ行使スルコトヲ得ルモノトナストキハ各當事者カ獨立シテ解除權ヲ行使スルコトヲ許スト同シク解除ニ因リ錯雜セル法律關係ヲ生スルカ故ナリ而シテ此規定ハ解除權ノ消滅カ如何ナル原因ニ基クヤフ間ハス適用セラルト雖モ解除權ノ拋棄ニ關シテハ契約ニ依リ當事者ノ一人カ解除權ヲ拋棄スルモ尙他ノ當事者カ解除權ヲ失ハサル旨ヲ定ムルコトヲ得ヘシ

第七款 告 知

一 告知ノ性質 告知(Kündigung)トハ將來ニ對シテ債權關係ヲ消滅セ

告知

シムル意思表示ヲ云フ即、繼續的債權關係ニ在リテ其終期ヲ到來セシムル意思表示ヲ云フ【註一】故ニ告知ハ契約解除ト其性質ヲ異ニス解除ハ遡及的ニ債權關係ヲ消滅セシムル效力ヲ有スト雖モ告知ハ單ニ將來ニ對シテ債權關係ヲ消滅セシムル效力ヲ有スルニ過キス【註二】

我民法ハ告知ト解除トヲ混同シ告知ヲ稱スルニ解除、解約若クハ解約申入ナル文字ヲ用ユ即、使用貸借ニ關スル第五百九十四條第三項、賃貸借ニ關スル第六百七條第六百十條、第六百十一條第二項、第六百十二條第二項、雇傭ニ關スル第六百二十五條第三項、第六百二十六條、第六百二十八條、請負ニ關スル第六百四十一條第六百四十二條第一項、委任ニ關スル第六百五十一條等ノ所謂ル「解除」第六百十八條、第六百二十一條、第六百三十一條、第六百四十二條等ノ所謂ル「解約」第六百十七條、第六百十九條、第六百二十一條、第六百二十七條、第六百二十九條、第六百三十一條等ノ所謂ル「解約申入」ハ告知タル性質ヲ有スルハ第六百二十條、第六百三十條、第六百五十二條等ニ於テ特ニ解除カ將求ニ向テノミ其效力ヲ生スヘキコトヲ除、解約、解約申入等カ告知タル性質ヲ有スルハ第六百二十條、第六百三十條、第六百五十二條等ニ於テ特ニ解除カ將求ニ向テノミ其效力ヲ生スヘキコトヲ除、解約、解約申入等カ告知タル性質ヲ有スルハ第六百二十條、第六百三十條、第六百五十二條等ニ於テ特ニ解除カ將求ニ向テノミ其效力ヲ生スヘキコトヲ

規定スルニ依リテ明カナルノミナラス此等ノ各規定ノ内容ニ付キ觀察スレハ疑ヲ容レス【註三】

解除ト告知トノ區別ヲ述フレハ

(一) 解除權カ法律ノ規定ニ基キテ生スル場合ニハ兩者ハ其原因ヲ異ニス法律上ノ解除權ハ主トシテ債務不履行ニ對シ債權者ヲ保護シ原狀ヲ回復セシムルカ爲メニ之ヲ認ム之ニ反シ告知權ヲ認ムル理由ハ種種アリト雖モ債務不履行ヲ原因トセス特ニ單ニ債權關係ヲ終了セシムルカ爲メニ當事者ノ一方ニ告知權ヲ認ムル場合アリ例へハ第六百十七條、第六百二十七條等ノ如シト同一ノ狀態ヲ回復セシムル效力ヲ有ス之ニ反シ告知ハ單ニ將來ニ對シテ債權關係ヲ消滅セシムル效力ヲ有スルニ過キス故ニ告知ニ依リ過去ノ債權關係ハ影響ヲ受クルコトナシ

(三) 解除ハ遡及的ニ債權關係ヲ消滅セシムルモノナルカ故ニ解除ト共ニ債務不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ス之ニ反シ告知ハ

將來ニ對シ債權ヲ消滅セシムルモノナルカ故ニ告知ト共ニ過去ニ於テ債務不履行ニ因リテ生セル損害賠償ヲ請求スルコトヲ妨ケス又解除ニ依リ違約金契約ハ其效力ヲ失フモ告知ノ場合ニハ其效力ヲ失ハサル場合アリ

(四) 解除ニ依リ法律上ノ原因ナキニ至ルカ故ニ不當利得請求權ヲ生ス第五百四十五條第一項ニ定ムル原狀回復請求權ノ本質ハ不當利得請求權ニ外ナラス之ニ反シ告知ハ將來ニ對シテノミ效力ヲ生スルカ故ニ不當利得ノ問題ヲ生セス

上述スル所ニ依リ解除ト告知トハ其性質ヲ異ニスルカ故ニ告知ヲ以テ解除ノ一種トナスコトヲ得サルハ明カナリ故ニ告知ヲ以テ解除タル性質ヲ有スルモノトナシ單ニ告知カ將來ニ對シテ效力ヲ生スル點ニ於テ通常ノ解除ト異ナルモノトナスハ非ナリ解除ハ既往ニ遡及シテ債權關係ヲ消滅セシムルモノナルカ故ニ單ニ將來ニ對シテ債權關係ヲ消滅セシムル解除ナルモノハ之ヲ認ムルコトヲ得ス解除以外ニ獨立セル告知ノ觀念ヲ認ムルコトヲ要ス此ノ如ク告知ハ解除ト異ナルカ故ニ解除ニ關スル第五百四十條乃至第五

百四十八條ノ規定ハ解除ノ方法ニ關スル第五百四十條ノ規定ヲ除キ之ヲ適用スルコトヲ得ス而シテ相手方ニ對スル意思表示ニ依リテ權利ヲ行使スルハ解除權ノミニ限ラス一般ニ形成權ノ行使方法ナルカ故ニ同條ヲ適用スルコトヲ得ルカ爲メニ告知ヲ以テ解除トナスコトヲ得ス解除ニ關スル規定中特ニ第五百四十五條ハ解除ノ本質ヲ定メタルモノナルカ故ニ同條ノ適用ナキニ於テハ告知ヲ以テ解除トナスコトヲ得サルハ明カナリ

【註一】 告知ハ之ヲ二箇ノ意義ニ用ユ即、單純ナル債權關係ニ在リテハ告知ハ始期、即、履行期ヲ到來セシムル效力ヲ有ス例ヘハ消費貸借ニ在リテ告知ニ依リ其返還義務ノ履行期ヲ到來セシムル場合ノ如シ(Dernburg, 55, Enneckerus § 248 II, Crome § 156 S. 109 *fg*)尙第五百九十一條ノ催告カ返還義務ノ履行期ヲ到來セシムル告知タル性質ヲ有スルモノト解スヘキハ拙著民法研究第三卷「解約申入ノ性質」(三五五頁以下參照)之ニ反シ繼續的債權關係ニ在リテハ告知ハ終期ヲ到來セシムル效力ヲ有ス例ヘハ告知ニ依リテ貨貸借關係、雇傭關係、委任關係ヲ消滅セシムルカ如シ然レト

モ物ノ返還義務ヲ生スル繼續的債權關係ニ在リテハ告知ハ一方ニ於テ債權關係ヲ消滅セシムルト共ニ他方ニ於テハ返還義務ノ履行期ヲ到来セシムル效力ヲ有ス

【註二】獨普通法ニ於テハ解除(Rücktritt)ト告知(Kündigung)トノ區別明カナラサリシヲ以テ獨民法第一草案ハ告知ヲ將來ニ對スル解除(Rücktritt für die Zukunft)ト稱シ解除ノ一種トナセリ(第五百二十八條以下、第五百五十七條、第五百六十六條)第二草案ニ至リテ兩者ハ性質ヲ異ニスルモノトナシ之ヲ區別シテ規定スルニ至レリ我民法カ解除ト告知トヲ混同セルハ獨民法第一草案ニ倣ヒタルカ爲メナリ

【註三】拙著前掲三四六頁以下參照

貸貸借、雇傭、委任ノ解除ニ關シテハ第六百二十條、第六百三十條、第六百五十二條等ノ規定ヲ設ケ解除カ將來ニ向テノミ效力ヲ生スヘキコトヲ規定スト雖モ使用貸借及ヒ請負ニ關シテハ同一ノ規定ヲ缺ク然レトモ使用貸借ニ關スル第五百九十四條第三項ハ貸貸借ニ關スル第六百十二

條第二項ニ該當スルモノナルカ故ニ第六百二十條ノ規定ヲ準用スルコトヲ要スルハ疑ヲ容レス又請負ニ關スル第六百四十二條ハ第六百二十一條、第六百三十一條ト規定ノ趣旨ヲ同フスルモノナルカ故ニ此等ノ規定ト同シク解除ハ將來ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノト解セサルヘカラス

解約申入カ將來ニ對シテ債權關係ヲ消滅セシムル效力ヲ有スルニ過キサルハ法典カ「一定ノ期間ヲ經過シタルニ因リテ終了」スナル文字ヲ用ユルニ依リテ明カナルノミナラス一定ノ期間經過後債權關係ヲ消滅セシムルハ其期間内ハ尙債權關係ヲ存續セシムルカ爲メニ外ナラナルヲ以テ一定ノ期間經過後將來ニ對シテノミ債權關係カ消滅スルモノト解セサルヘカラス法典ノ規定ヲ見ルニ解除ノ意思表示ニ依リ直チニ債權關係カ消滅スル場合ニハ之ヲ解除ト稱シ意思表示後一定ノ期間ヲ經テ債權關係カ消滅スル場合ニハ之ヲ解約申入ト稱ス故ニ解除ト解約申入トハ單ニ其文字ヲ異ニスルニ過キサルモノニシテ兩者ハ其性質ニ於テ

異ナル所ナシ

解約ナル文字ハ解約申入ニ依リテ債権關係カ解除セラルル場合ヲ指スニ用ニ故ニ解除ト同一ノ性質ヲ有スルハ明カナリ

第六百八十三條ノ組合ノ解散ノ請求ハ之ヲ文字ヨリ云ヘハ各組合員ハ組合ノ解散ヲ請求スル權利ヲ有スルニ止マル從テ組合ヲ解散スルニハ他ノ組合員ノ承諾ヲ要スルモノト解スヘキカ如シト雖モ同條規定ノ理由ヨリ推ストキハ各組合員ノ一方的意思表示ニ依リ組合ヲ解散スルコトヲ得ヘク從テ解散ノ請求ハ告知タル性質ヲ有スルモノトナサルヘカラス(商三百一條參照)

二 告知權 告知權ハ權利者ノ一方行爲ニ依リテ債権關係ヲ消滅セシムル權利ナルカ故ニ形成權ノ一種ナリ告知權ハ專屬權ニアラサルカ故ニ之ヲ相續スルコトヲ得ヘク又解除權ト異ナリ債權ノ移轉若クハ債務ノ引受ニ伴フテ讓受人、引受人ニ移轉ス

三 告知權ノ原因 告知權ハ或ハ法律ノ規定ニ基キテ生シ或ハ契約ニ

基キテ生ス法律ノ規定ニ基キテ告知權カ生スル場合ハ既ニ述ヘタリ其他商法第三百一條、第三百九十九條ノ二、第三百九十九條ノ三、第四百五條第四百七條、第四百十一條第四百二十九條等ノ如シ又當事者ハ特別ノ契約ニ依リテ告知權ヲ發生セシムルコトヲ得即、當事者ハ其一方ノ告知ニ依リ債權關係カ消滅スヘキコトヲ定ムルコトヲ得

四 告知權ノ行使 告知權ハ一般形成權ノ行使方法ニ從ヒ相手方ニ對スル告知權者一方ノ意思表示ニ依リテ之ヲ行使スルコトヲ得

告知ニハ原則トシテ條件ヲ附スルコトヲ得唯告知ニ條件ヲ附スルニ依リ相手方ヲ不確定ノ地位ニ置キ不利益ヲ被ラシムル場合ニノミ條件ヲ附スルコトヲ得サルモノト解スヘシ【註四】告知ニ期限ヲ附スルコトヲ得ルハ云フヲ俟タス

告知ニハ一定ノ告知期間ヲ附シ告知ヲ爲シタル後其期間ヲ經過シテ始メテ債權關係カ消滅スヘキコトヲ定ムルコトヲ得法典ノ所謂ル解約申入ハ告知期間ヲ附シタル告知ナリトス(第六百十七條、第六百十九條、第六百二十一條

第六百二十七條第六百二十九條、第六百三十一條)

1114K

當事者ノ一方又ハ雙方カ數人アル場合ニ於ケル告知ノ方法ニ關シテハ解除ニ關スル第五百四十四條第一項ヲ適用スルコトヲ得ス蓋告知ハ解除ト異ナリ將來ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノナルカ故ニ解除權ノ如ク不可分トナスヘキ理由ナキカ故ナリ從テ原則トシテ各人ヨリ又ハ各人ニ對シテ告知ヲ爲スコトヲ得ルモノト解スヘシ然レトモ之ニ依リ他ノ當事者ニ對シテ其效力ヲ及ホスコトヲ得ス

【註四】告知ニ條件ヲ附スルコトヲ得ルヤニ關シテハ議論岐ル(一)或ハ告知ニハ全然條件ヲ附スルコトヲ得サルモノトナム(Motive S. 62, Planck § 564 2c, Immerwahr, Kündigung S. 80, Fränkl, Miet und Pachtrecht S. 62)(1)或ハ相手方ノ意思ヲ條件(隨意條件)トスル場合ニ告知ニ條件ヲ附スルコトヲ得ルモノトナシ(Thiele, Arch. f. civilist. Prax. B. 89 S. 184, Bruck, Bedingungsfeindliche Rechtsgeschäfte S. 132, Ennecerus § 183 Ann. 16)(1)或ハ相手方カ承諾セル場合ニハ告知ニ條件ヲ附ベルコトヲ得ルモノトナシ(Crome §

97 Ann. 16, § 156 Ann. 12, Hellmann, Vorträge S. 158) 固)或ハ原則トシテ告知ニ條件ヲ附ベルコトヲ得ルモノトナム(Fuld, Mietrecht S. 153, Endemann § 76 Ann. 12, Staudinger-Kober II § 564 Nr. 2b, Örtmann Nr. 26)最後ノ說ヲ正當トス

五 告知ノ效力 告知ニ依リ債權關係ハ將來ニ對シテ消滅ス解除ノ如ク原狀回復ノ義務ヲ生スルコトナシ告知ヲ爲シタル場合ニ告知ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スヘキ義務ヲ生スルヤ否ヤハ各規定ニ依リテ之ヲ定ムルコトヲ要ス第六百二十八條、第六百五十一條等ノ場合ニハ告知ニ因リテ生セル損害賠償義務ヲ認ム

六 告知權ノ消滅 告知權ハ債權關係カ消滅シタルトキハ之ト共ニ消滅ス告知權ハ亦之ヲ拋棄スルコトヲ得ト雖モ其拋棄ニ依リ債權關係ヲ永久ニ存續セシムル結果ヲ生スル場合ニハ之ヲ許サス【註五】告知權ハ亦其行使ニ依リテ消滅ス解除ニ關スル第五百四十七條、第五百四十八條ハ之ヲ告知ニ適用スルコトヲ得ス

〔註五〕 Trappenberg, Kündigung, S. 23

第一部 債權總論終

內容索引

了	
暗默的債務加入	二四〇頁
1. 井	
異議	二五元頁、三三三頁、三五六頁
意思實現ニ依ル契約ノ成立	一九二頁以下
一身ニ專屬スル權利	六五頁
一時給付	一〇五頁
一時抗辯	延期抗辯ヲ見
一時不能	二五五頁
一部解除	二三七頁、二〇〇頁
一部代位	二五〇頁
一部不能	二九六頁
一方的約束	一七四頁
內容索引	
違約金	三三七頁以下、二〇〇元頁以下
違約金ノ性質	二〇〇元頁以下
擬似違約金	二〇四頁
違約金契約ノ要件	二〇六頁以下
違約金契約ノ效力	二〇八頁以下
違約金債權ノ譲渡	二一四頁
因果關係	二六四頁以下
作爲ノ因果關係	二六四頁以下
條件說	二六四頁
原因說	二九一頁
適當條件說	二九四頁
因果關係ノ中斷	三〇三頁
不作爲ノ因果關係	三三七頁以下

請負ニ於ケル危險負擔.....二三六頁、三五五頁、三〇〇頁

受取證書.....

一四九頁以下

受取證書ノ性質.....

一四五頁以下

受取證書交付ノ義務.....

一四七頁

受取證書ノ形式及ヒ内容.....

一四五頁

受取證書作成ノ費用.....

一三九頁

受取證書ノ持參人.....

一四八頁

失ヒタル利益.....

一六六頁

工 王

永久抗辯.....

一九一頁、一三三頁、一五二頁

永久不能.....

一五五頁

延期抗辯.....

一〇九頁、一〇五頁、一〇九頁、一三一頁

一五六頁、一五五頁、一〇八頁、三三頁

才 ラ

覺書.....

一九二頁

力 クア グア

客觀的不能.....

一三六頁

隔地者間ニ於ケル契約成立ノ時期.....

一八三頁、一八四頁

確定期限.....

一八五頁

可分給付.....

一八六頁

爲替相場.....

一三八頁、一三九頁

間接義務.....

一三九頁

間接強制.....

一三九頁

間接訴權.....

一三九頁

觀念主義.....

一三九頁

回歸給付.....

一〇九頁

給付ノ物體(内容).....

一五二頁以下、三一七頁

給付ノ金錢的價格.....

一五三頁

最輕過失.....

一四四頁以下

輕過失(抽象的過失).....

一四六頁、一四七頁

具體的過失.....

一四八頁、一四九頁

重過失.....

一四九頁、一四七頁

自己ニ對スル過失.....

一四八頁以下

過失主義.....

一七〇頁

過失相殺.....

一三六頁以下

完全連帶.....

一七一頁

完全雙務契約.....

一七二頁

外國貨幣債權.....

一三二頁

危險.....

一〇九頁、一〇七頁

危險負擔.....

一〇七頁

危險負擔ニ關スル主義.....

一〇七頁以下

キ

内 容 條 例

解除 契約解除ヲ見

解除 權.....

三三四頁

解除條件附雙務契約ニ於ケル危險.....

二三六頁

解約.....

二三六頁

解約金.....

二三七頁、三七頁

解約申入.....

二三七頁

懈怠.....

一三六頁

客觀的不能.....

一三六頁

隔地者間ニ於ケル契約成立ノ時期.....

一八三頁、一八四頁

確定期限.....

一八五頁

可分給付.....

一八六頁

爲替相場.....

一三八頁、一三九頁

間接義務.....

一三九頁

間接強制.....

一三九頁

間接訴權.....

一三九頁

觀念主義.....

一三九頁

回歸給付.....

一〇九頁

給付ノ物體(内容).....

一五二頁以下、三一七頁

給付ノ金錢的價格.....

一五三頁

最輕過失.....

一四四頁以下

輕過失(抽象的過失).....

一四六頁、一四七頁

具體的過失.....

一四八頁、一四九頁

重過失.....

一四九頁、一四七頁

自己ニ對スル過失.....

一四八頁以下

過失主義.....

一七〇頁

過失相殺.....

一三六頁以下

完全連帶.....

一七一頁

完全雙務契約.....

一七二頁

外國貨幣債權.....

一三二頁

危險.....

一〇九頁、一〇七頁

危險負擔.....

一〇七頁

危險負擔ニ關スル主義.....

一〇七頁以下

原始不能.....

一五二頁以下、一九三頁以下

後發不能.....

一五二頁以下、一九三頁以下

全部不能.....

一五九頁以下

一部不能.....

一五九頁以下

永久不能.....

一五六頁以下

一時不能	一五頁以下
債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生セル 不能	二八頁、三九頁以下
債務者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ生セ ル不能	二八頁、三九頁以下
給付不能ノ通知	五五頁以下
給付不能ノ證明	五六頁
強制執行	六頁以下
強制執行請求權	四頁以下
強制履行	七頁
強制強制	九五頁以下
共同債權關係	去二頁
共同保證	九一頁、一〇七頁以下
共同保證人相互間ノ求償權	一二三頁
共同連帶	九九頁
供託	一四三頁以下
供託ノ性質	一四三頁以下
供託者	一四六頁
供託所	一四三頁
競賣	一九七頁
金錢	二三頁以下
通貨(法貨)	二三頁
本位貨幣	二三頁
補助貨幣	二三頁
自由貨幣	二三頁
額面價格	二三頁
金屬價格	二三頁
流通價格	二三頁
供託ノ物體	一四六頁
供託ノ原因	一四九頁
供託ノ成立	一五〇頁
供託ノ效力	一五〇頁以下
競爭締結	一九五頁以下
競爭締結(競賣入札)ノ意義	一九五頁以下
競爭締結表示ノ性質	一九九頁以下
競爭締結表示ノ效力	一九七頁
競落	一九七頁
競賣	一九七頁
競賣人	一九七頁
競賣場所	一九七頁
契約解除ノ沿革	三三頁以下
特定金錢債權	三九頁
金額債權	三〇頁
金種債權	三六頁
契約解除ノ性質	三三四頁以下
解除權	三六四頁
解除ト解除條件トノ區別	三六四頁
解除ト取消トノ區別	三六四頁
解除ト撤回トノ區別	三六四頁
解除ト告知トノ區別	三六四頁
法律上ノ解除	三七五頁以下
履行遲延ニ因ル解除	三七五頁
契約不履行ノ抗辯ト解除	三七五頁
絕對的定期行為ノ解除	三七五頁
給付不能ニ因ル解除	三七五頁
一部解除	三七五頁
契約解除権ノ行使	三七五頁
解除ノ意思表示	三七五頁
解除権ノ不可分	三七五頁
組合解散ノ請求	二二四頁
組合ニ於ケル危険負擔	二〇九頁、二二三頁
具體的過失	二二三頁、二四七頁以下
ケグ	
輕過失	四三頁、四六頁
形成權	二三頁、二六頁、二九頁、三三頁、三六頁
形成權ノ譲渡	二三頁
繼續給付	二〇頁
繼續的供給契約違反	二七頁以下
契約ノ性質	二七頁以下
契約ト合同行為トノ區別	二五〇頁
內容索引	

混合給付	三頁
混同	一七二頁、一七三頁以下
合意	一七四頁、一七五頁
合成給付	一七六頁、一七八頁
合同行爲	一七九頁以下
誤解	一七〇頁以下
サ	
最輕過失	一七一頁
債權關係	一七二頁
債權契約	一七三頁
債權證書	一七四頁
債權證書返還義務	一七五頁
債權讓渡	一七六頁
債權讓渡ノ性質	一七七頁
債權讓渡契約ノ性質	一七八頁
信託的債權讓渡	一七九頁
債權讓渡契約ノ成立	一八〇頁
白地讓渡	一八一頁
債權讓渡ノ對抗要件	一八二頁以下
債權讓渡ノ通知	一八三頁
債權讓渡ノ效力	一八四頁
債權讓渡ノ承諾(承認)	一八五頁
法律ノ規定ニ基ク債權移轉	一八六頁、一八七頁
裁判ニ基ク債權移轉	一八八頁
將來ノ債權ノ讓渡	一八九頁
債權成立ニ對スル擔保	一九〇頁
債権者ノ資力ノ擔保	一九一頁
差押ヲ禁シタル債權ノ讓渡	二九四頁
性質上讓渡ヲ許ササル債權	二九六頁
豫約ヨリ生セル債權ノ讓渡	二九八頁
從タル債權ノ讓渡	二九九頁
債權讓渡禁止契約	三〇〇頁以下

債權的請求權	三五頁以下
債權ト親族權トノ區別	二八頁
債權ト物權トノ區別	二五頁
債權ノ效力	二七頁
債權ノ主體	二九頁
債權ノ主體	三一頁
主體ノ特定	三三頁
主體ノ不特定	三五頁
主體ノ變更	三七頁
債權ノ消滅	三九頁
債權ノ準占有	四一頁
債權ノ性質	四三頁
債權ノ喪失	四五頁
債權ノ發生	四七頁
債權ノ物體(目的)	四九頁
債權ノ變更	五二頁
債權ノ目的	五四頁
目的到達	五六頁
債權者代位權 代位權ヲ見ヨ	五七頁
債權者取消權 取消權ヲ見ヨ	五九頁
債權者ノ過失	三六頁以下
債權者ノ權利行使ノ義務	二六頁以下
債權者ノ交替ニ因ル更改	二七頁以下
債權者ノ責ニ歸スヘキ事由	二九頁以下
債權者ノ遲滯(受領遲滯)	三〇頁以下
遲滯ノ性質	三一頁
遲滯ノ要件	三二頁
遲滯ト給付不能トノ區別	三三頁
遲滯ノ效力	三五頁
遲滯ノ消滅	三七頁
催告	三九頁以下、三八〇頁以下
催告ノ性質	四一頁
催告ノ內容	四二頁
催告ノ方法	四三頁
條件附催告	四四頁
催告ノ撤回	四五頁以下
催告ノ抗辯	一〇五頁以下
抗辯ノ性質	一〇六頁
抗辯ノ效力	一〇七頁

裁判上ノ相殺

債務加入	六七頁
債務地	二四〇頁
債務ノ承認	三三頁以下、三九頁、三五頁
債務ノ要素	四九頁
債務引受	六六頁
債務引受ノ性質	六七頁
債務引受ニ關スル學說	三三頁以下
債務引受ノ性質	三三頁以下
債務引受ノ性質	三三頁以下

債務者ノ遲滯

債務者ノ遲滯	一四一頁以下
遲滯ノ性質	四六頁以下
遲滯ノ要件	四七頁以下
不作為債務ノ遲滯	四六頁
遲滯ト過失	四七頁
遲滯ト抗辯	四八頁
遲滯ノ效力	四九頁一下
遲滯ノ消滅	五六頁

差額說

差額說	三五頁以下
債務者引受人間ノ契約ニ債權者カ同意ヲ與フル	六二頁
ニ依リテ債務ヲ移轉スルコトヲ得ルヤ	三九頁
債務引受契約ノ成立	三九頁
債務引受契約ノ效力	三九頁
債務引受ノ抗辯ノ援用	三四七頁
債務者主義	三五七頁、三五五頁
債務者ノ交替ニ因ル更改	六〇頁以下
債務者ノ責ニ歸スヘキ事由	四六頁、五六頁
債務者ノ責ニ歸スヘカラサル	三三頁
事由	三三頁、三二頁以下

シジ

債務者主義	三五七頁、三五五頁
債務者ノ交替ニ因ル更改	六〇頁以下
債務者ノ責ニ歸スヘキ事由	四六頁、五六頁
債務者ノ責ニ歸スヘカラサル	三三頁
事由	三三頁、三二頁以下

作爲

作爲	四頁以下
自然債務	四一頁
指定	四四頁
指圖債權	四五頁
指圖債權	二二頁

失權約款

失權約款	二〇三頁、三三頁
事由	三三頁、三二頁以下

債務者主義	三五七頁、三五五頁
債務者ノ交替ニ因ル更改	六〇頁以下
債務者ノ責ニ歸スヘキ事由	四六頁、五六頁
債務者ノ責ニ歸スヘカラサル	三三頁
事由	三三頁、三二頁以下

承諾

承諾	一六一頁
承諾ノ性質	一六一頁
承諾期間	一六一頁
承諾ノ要件	一六三頁以下
承諾ノ延着	一六三頁以下

使用者ノ過失ニ對スル責任	一四四頁以下
信義	一四七頁以下
信託的債權譲渡	二三頁
信用委任	九七頁、一二三頁
信用保證	一四七頁

自己ニ對スル過失	一五九頁以下
自己ノ利益ノ爲メニスル代理	一六八頁
自助賣却	一六八頁
自効的連帶	一六八頁

主體ノ多數	一五九頁
主體の不能	一五九頁
主體・死亡	一五九頁
主タル契約	一五九頁
主タル債務	一五九頁

消極給付	一五九頁
消極行為(契約)上ノ損害	一五九頁、八九頁、三三八頁
將來ノ債權ノ讓渡	一六八頁
將來ノ債務ノ保證	一〇〇頁

從タル契約 一三頁

從タル債權ノ讓渡 二〇頁

從タル不作為債務 一五頁

受勵的連帶 六六頁

受約者 三九頁

受益者 七二頁

重過失 一七頁、四四頁

受領遲滯 債權者ノ遲滯 見ヨ

準備行為 一七頁

條件說 元貢

條件附債務ノ保證 八八頁

條件附發信主義 六三頁

條件ノ變更ニ因ル更改 貢

人權 四貢

人的有限責任 貢

又

數人ノ債務者ノ保證人ノ求償權 二三頁

セ セ

請求權 三五頁

物權的請求權 三七頁

債權的請求權 三七頁

請求權ノ競合 三七頁

制限的種類債權 三七頁

積極的債權侵害 三七頁

積極的損害 三七頁

性質上讓渡ヲ許ササル債權 三七頁

積極的債權違反 三七頁

積極給付 三七頁

積極的損害 三七頁

責任 二頁

占有ノ不當利得 二三頁

占有行爲 二三頁

折衷主義 二三頁

占有權 二三頁

選擇債權 二三頁

選擇債權ノ性質 二三頁

占有ノ不當利得 二三頁

抗辯ノ附着マル債權ノ相殺 二三頁

他人ノ債權ノ相殺 二三頁

不法行為上ノ債權ニ對スル相殺 二三頁

差押ヲ禁シタル債權ニ對スル相殺 二三頁

支拂ノ差止ヲ受ケタル債權ニ對スル相殺 二三頁

契約上ノ相殺禁止 二三頁

相殺ノ方法 二三頁

相殺ノ意思表示 二三頁

未必的相殺 二三頁

多被債權ノ相殺 二三頁

裁判上ノ相殺 二三頁

相殺ノ效力 二三頁

相殺契約 二三頁

相殺ノ譲約 二三頁

雙務債務 二三頁

送付債務 二三頁

雙務契約 二三頁

相殺ノ性質 二三頁

相殺ノ沿革 二三頁

相殺ノ根據 二三頁

時效ニ縛リタル債權ノ相殺 二三頁

不完全雙務契約 二三頁

内容索引

雙務契約ニ於ケル給付不能ノ效力	二三六頁以下	他人ノ債務ヲ辨済スル契約	七頁、二十四頁
雙務豫約	一六七頁	他人ノ物ノ賣買ニ於ケル危險負擔	三〇〇頁以下
總有債權關係	一六八頁	單獨行為	一七三頁
損害	一六九頁	單純給付	二〇〇頁
財產的損害	一六九頁	單純債權	二〇一頁
非財產的損害	一六九頁	單純不作為	二〇二頁
積極的損害	一六九頁	單純連帶	二〇三頁
消極的損害(失ヒタル利益)	一六九頁	擔保契約	二〇四頁
損害賠償	一七〇頁以下	代位(賠償義務者ノ代位)	二〇五頁以下
損害賠償方法	一七〇頁	代位ノ性質	二〇六頁以下
自然的回復	一七〇頁	法定代位	二〇八頁
金錢賠償	一七〇頁	任意代位	二〇九頁
無形的損害ノ賠償	一七〇頁	代位ノ要件	二一〇頁以下
損害賠償額ノ豫定	一七一頁以下、二〇九頁以下	代位ノ效力	二一〇頁以下
對人擔保	一七一頁	代位權(債權者代位權)ノ基礎	二一〇頁以下
他人ノ損害ノ賠償	一七一頁	代位權ノ沿革	二一〇頁以下
	一七二頁	代位權ノ性質	二一〇頁以下

タダ

代位權ノ要件	一七三頁以下	第三者ノ爲ミニスル契約ノ性質	二八八頁以下
代位權ノ主體	一七三頁以下	第三者ノ爲ミニスル契約ノ要件	二九〇頁以下
代位權ノ物體	一七三頁以下	第三者ノ詐欺	二九〇頁以下
一身ニ專屬ヘル權利	一七三頁以下	第三者ノ爲ミニスル契約ノ效力	二九〇頁以下
代位權ノ行使	一七三頁以下	第三者ノ權利ノ發生	二九〇頁以下
代位權ノ效力	一七三頁以下	受益ノ意思表示	二九〇頁、二九〇頁、二九〇頁
代位訴權	一七三頁以下	第三者ノ權利ノ效力	二九〇頁以下
代價請求權	一七三頁以下	給付不能	二九〇頁
代價請求權ノ性質	一七三頁以下	受領遲滯	二九〇頁
代價請求權ノ要件	一七三頁以下	債權ノ消滅	二九〇頁
代價請求權ノ效力	一七三頁以下	第三者ノ權利ト受給者ノ權利トノ關係	二九〇頁
代替給付	一七三頁、二〇三頁	約束者ノ抗辯	二九〇頁以下
代替執行	一七三頁以下	補償關係	二九〇頁
代替物辨濟	一七三頁	對價關係	二九〇頁
代替物辨濟ノ據約	二三頁	第三者ノ負擔ヲ目的トスル契約	二九〇頁
第三者ノ債權侵害	二二頁以下	第三者ニ依リテ給付ヲ爲ス契約	二九〇頁
第三者ノ辨濟	二二頁以下	諾成契約	二九〇頁
第三者ノ爲ミニスル契約ノ沿革	二二頁以下	諾約者	二九〇頁
第三者ノ爲ミニスル契約ノ根據	二二頁以下	斷定行爲	二九〇頁

子

ツ

遲延賠償	四五頁以下
遲延利息	三一頁、五七頁以下
注意義務	四三頁
中間利息	二三頁
抽象的過失	四六頁、四八頁
重利(複利)	二三頁
約定重利	二四頁
法定重利	二五頁
重疊的債務引受	三二頁以下
重疊的債務引受の性質	三三頁以下
重疊の債務引受の成立	三四頁
重疊の債務引受の效力	三五頁
法律上の重疊の債務引受	三六頁以下
直接強制	三七頁以下
重複賣買ニ於ケル危険負擔	三八頁
貯貸借ニ於ケル危険負擔	三九頁
入札	三〇〇頁以下

定期行為	四〇頁、三九〇頁
絕對的定期行為	四一頁、三九一頁
相對的定期行為	三九〇頁
滴當條件說	三九一頁
手附	三九二頁
停止條件附契約ニ於ケル危険負擔	三九三頁以下
提供履行ノ提供(見)	三九四頁
手附	三九五頁
證約手附	三九六頁
成約手附	三九七頁
違約手附	三九八頁
解約手附	三九九頁
手附ノ成立	四〇〇頁以下
手附ノ效力	四〇〇頁以下

手形上ノ保證	二四六頁
撤回	二〇頁、六三頁、二〇〇頁、二五八頁、二九三頁、三〇一頁
撤回權	二五〇頁以下
轉得者	七二頁、七四頁
填補賠償	四九頁
ト 下	
到達主義	八七頁
時ニ關スル一部不能	一四頁
特定債權	六一頁
取消權(債權者取消權)ノ基礎	六二頁
取消權ノ沿革	六三頁
取消權ノ性質	六四頁以下
取消權ノ要件	六五頁以下
取消權ノ主體	六六頁
履行期到来前ノ債權	六七頁
債務者ノ行為以後ニ生セル債權	六八頁
特定物ノ給付ヲ目的トスル債權	六九頁
取消權ノ物體	七〇頁以下
入札	一五三頁、一五四頁

忍容 空頁
任意債權 空頁以下

債權者ノ任意債權

債務者ノ任意債權

任意代位 空頁

八 バ

賣買ニ於ケル危険負擔 空頁以下
表示主義 空頁

フ フ

配當契約	一七六頁	不確定期限	二六四頁
廢罷訴權	空〇頁	不可抗力	四三頁以下、五〇頁
破產ト期限ノ喪失	三〇頁	不可分給付	一二頁
發信主義	一〇六頁	不可分債權	九三頁以下
判決代用	一〇〇頁	不可分債權ノ性質	九三頁以下
反對契約	一三六頁、三七頁	不可分債權ノ效力	九三頁以下
賠償額ノ計算	一九〇頁	給付ノ變更	九三頁以下
特別價格	一五〇頁	債權者相互間ノ關係	九三頁以下
感情價格	一五〇頁	不可分債務	九三頁以下
賠償義務者ノ代位	一五〇頁	不可分債務ノ性質	九三頁以下
賠償保證	一五〇頁以下	不可分債務ノ效力	九三頁以下
	九二頁	給付ノ變更	九三頁以下
		債務者相互間ノ關係	九三頁

不完全給付	一九三頁以下	不真正混同	一九〇頁
不完全連帶	一九六頁	不特定人ニ對スル申込	一八六頁、一九七頁、一五〇頁
不完全雙務契約	一九一頁、二〇四頁	不法行爲上ノ損害賠償請求權ノ讓渡	一〇〇頁
不完全履行ノ抗辯	一〇五九頁以下	不法行爲上ノ債權ニ對スル相殺	一五〇頁
不合意	一九五頁	不要式契約	一七七頁
公ノ不合意	一九五頁	複利	一七七頁
隸レタル不合意	一九五頁	副保證	一九〇頁
一方的不合意	一九五頁	附從性	一九〇頁
不作爲	一九五頁	物權契約	一九〇頁
單純不作爲	一九五頁	物權の請求権	一九〇頁以下
忍容	一九五頁	物上擔保	一九七頁
不作爲債務	一九五頁	物權の請求権ノ譲渡	一九七頁
不作爲請求權	一九五頁	物權的請求権ノ相殺	一九七頁
不作爲債務ノ強制執行	一九六頁	物上ノ權利	一九七頁
不作爲債務ノ遲滯	一九六頁	物的有限責任	一九六頁、二〇二頁以下
不作爲債務ノ給付不能	一九六頁		
不作爲債務違反	一九六頁		
不作爲ノ訴	一九七頁		
不真正連帶債務	一九七頁以下		

分離主義.....一元頁以下

へへ

併存的債務加入.....	一元頁以下
併存的債務引受.....	合二頁、三五頁以下 九七頁
片務豫約.....	一九六頁
辨濟ノ性質.....	二三頁以下
辨濟契約.....	二三頁
辨濟者.....	二元頁以下
辨濟者ノ能力.....	二四〇頁以下
辨濟者ノ處分權.....	三元頁
留保ヲ以テ爲辨濟.....	二四〇頁
辨濟受領者.....	二四〇頁以下
債權者ノ行爲能力.....	二四〇頁
辨濟受領ノ權限ナ有スル第三者.....	二四六頁
受取證書ノ持參人.....	一四八頁
債權ノ占有者.....	一四三頁
辨濟ノ物體.....	一四五頁
辨濟ノ費用.....	一四五頁以下

辨濟ノ證明.....	一四三頁以下
辨濟ノ充當.....	一四五頁以下
契約上ノ充當.....	一四五頁
充當ノ指定.....	一四五頁
法律上ノ充當.....	一四五頁
辨濟ノ爲ミニスル給付.....	一四七頁

本

法鎖.....	一七五頁
法人設立行爲.....	一七五頁
法定條件.....	一八八頁、三〇〇頁
法定代位.....	二三〇頁以下
法定利息.....	二三七頁以下
法律上ノ解除.....	二三七頁
法律上ノ債權讓渡禁止.....	二三七頁
法律上ノ債權移轉.....	二三七頁以下
法律上ノ債務移轉.....	二三七頁
法律上ノ相殺禁止.....	一五七頁
法律上ノ重疊的債務引受.....	一五七頁

保管.....	一四四頁
保證債務ノ沿革.....	九五頁
保證債務ノ性質.....	九九頁
附從性.....	九一頁
補充性.....	九一頁
保證債務ノ種類.....	九九頁
連帶保證.....	九九頁
共同保證.....	九九頁
副保證.....	九一頁
求償保證.....	九一頁
賠償保證.....	九一頁
保證債務ノ擔保スヘキ債務.....	九七頁以下
條件附債務ノ保證.....	一〇〇頁
將來ノ債務ノ保證.....	一〇〇頁
信用保證.....	一〇〇頁
勇元保證.....	一〇三頁以下
保證債務ノ體様.....	一〇三頁以下
保證債務ノ代位.....	一〇三頁以下
保證人ノ求償權.....	一〇三頁以下
一般債務者トシテ有スル抗辯.....	一〇三頁
保證人タル資格ニ於テ有スル抗辯.....	一〇三頁
主タル債務者ノ抗辯.....	一〇三頁以下
宣告ノ抗辯.....	一〇三頁以下
検索ノ抗辯.....	一〇三頁以下
一般債務者トシテ有スル抗辯.....	一〇三頁以下
主タル債務者ノ委託ヲ受ケタル保證人ノ 求償權.....	一〇六頁以下
主タル債務者ノ委託ヲ受ケタル保證人ノ 求償權.....	一〇九頁以下

補充權.....
補充性.....

補助行為.....
補助行為.....

本契約.....
本契約.....

未必的故意.....
未必的故意.....

未必的相殺.....
未必的相殺.....

身元保證.....
身元保證.....

ム.....
ム.....

無因契約.....
無因契約.....

無記名債權.....
無記名債權.....

無限保證.....
無限保證.....

無償契約.....
無償契約.....

無償原因ノ競合.....
無償原因ノ競合.....

無名契約.....
無名契約.....

免除.....
免除.....

免責的債務加入.....
免責的債務加入.....

申込.....
申込.....

申込ノ性質.....
申込ノ性質.....

申込ノ誘引.....
申込ノ誘引.....

不特定人ニ對スル申込.....
不特定人ニ對スル申込.....

申込ノ效力.....
申込ノ效力.....

申込ノ拘束力.....
申込ノ拘束力.....

申込ノ拒絶.....
申込ノ拒絶.....

申込ノ撤回.....
申込ノ撤回.....

申込者ノ死亡及ヒ能力喪失.....
申込者ノ死亡及ヒ能力喪失.....

申込受領者ノ死亡及ヒ能力喪失.....
申込受領者ノ死亡及ヒ能力喪失.....

約束者.....
約束者.....

約定代位.....
約定代位.....

約定利息.....
約定利息.....

二二一

二二二

二二三

二二四

二二五

二二六

二二七

二二八

二二九

二二一〇

二二一一

二二一二

二二一三

二二一四

二二一五

二二一六

二二一七

二二一八

二二一九

二二二〇

二二二一

二二二二

二二二三

二二二四

二二二五

二二二六

二二二七

二二二八

二二二九

二二二一〇

二二二一一

二二二一二

二二二一三

履行遲滯 債務者ノ遲滯ヲ見

履行ノ提供

留置權

六二頁以下 三〇四頁以下

事實上ノ提供

以テ爲ス辨濟

六五頁 二四六頁

言語上ノ提供

了知主義

六九九頁以下

履行ノ場所

三〇三頁以下

特定物ノ引渡チ目的トスル債務ノ履行ノ場所

九三頁以下

履行ノ猶豫

九六頁以下

三四九頁以下

利益ノ償還

七〇頁以下

利札

七九頁以下

利息

八七頁以下

利息ノ性質

三三頁以下

約定利息

八九頁

法定利息

二四頁

利息債權

二五頁以下

利息債權ノ譲渡

一四五頁

利息制限法

三四頁, 三四頁以下

利率

二三頁以下

約定利率

三三頁

法定利率

二五頁

連帶債務ノ效力

八〇頁

連帶債務ノ性質

九三頁以下

連帶債務ノ原因

九〇頁以下

連帶債務ノ體様

八七頁以下

連帶債務ノ效力

八九頁

連帶債務ノ性質

九三頁以下

連帶債務ノ原因

九〇頁以下

連帶債務ノ體樣

八九頁以下

內容索引終

內容索引

條文索引

第三十九條	五頁以下
第四〇〇條	一六頁、四頁以下
第四〇一條第一項	一三頁以下、三五頁以下
第二項	一八頁以下
第四〇二條第一項	一三頁以下、二四七頁以下
第三項	一九〇頁以下、二〇四頁以下
第四〇三條第一項	一三頁以下、三六頁以下
第二項	二五頁以下
第三項	二三二頁以下、二三三頁以下
第四〇三條	三三頁
第四〇四條	三三頁以下、三三頁以下、三三頁
第四〇五條	三三頁
第四〇六條	一七頁以下、二六頁以下、一七頁
第四〇七條第一項	一七頁以下
第二項	一八〇頁以下
第三項	三三頁以下、一〇三頁以下

第四項.....	四八頁	第四二四條第一項.....	九六頁以下、七三頁以下、五九頁以下
第四十五條.....	三三頁以下、三七頁以下、三九頁以下、一〇三頁以下	第四二六條第一項.....	七三頁以下
第四十六條.....	三九頁以下	第四二七條.....	七三頁以下
第四十七條.....	三九頁以下	第四二八條.....	七三頁以下
第四十八條.....	三三頁以下	第四二九條第一項.....	九九頁以下
第四十九條.....	三三頁以下	第四三條.....	九七頁以下
第五〇條.....	三三頁以下	第四三一條.....	九七頁以下、九六頁以下
第五一條.....	三三頁以下	第四三二條.....	九〇頁以下、八八頁以下、八三頁
第五二條.....	三三頁以下	第四三三條.....	九三頁以下
第五三條.....	三三頁以下	第四三四條.....	八九頁以下
第五四條.....	三三頁以下	第四三五條.....	八九頁以下
第五五條.....	三三頁以下	第四三六條第一項.....	八三頁以下
第五六條.....	三三頁以下	第二項.....	八三頁以下
第五七條.....	三三頁以下	第四三七條.....	八三頁以下
第五八條.....	三三頁以下	第四三八條.....	八三頁以下
第五九條.....	三三頁以下	第四三九條.....	八三頁以下
第五〇條.....	三三頁以下	第四四一條.....	八三頁以下
第五一條.....	三三頁以下	第四四二條第一項.....	八九頁以下、八五頁以下
第五二條.....	三三頁以下	第四四三條.....	八九頁以下
第五三條.....	三三頁以下	第四四四條.....	八九頁以下
第五四條.....	三三頁以下	第四四五條.....	八九頁以下
第五五條.....	三三頁以下	第四五六條.....	八九頁以下
第五六條.....	三三頁以下	第四五七條第一項.....	一〇三頁以下
第五七條.....	三三頁以下	第四五八條.....	一〇三頁以下
第五八條.....	三三頁以下	第四五九條第一項.....	一〇九頁以下、一二二頁
第五九條.....	三三頁以下	第四六〇條.....	一〇九頁以下
第六〇條.....	三三頁以下	第四六一條第一項.....	一二二頁以下

第二項.....	二一頁以下	第四七五條.....	三六頁以下
第四六二條第一項.....	二二九頁以下	第四七六條.....	三五頁以下
第二項.....	二三四頁以下	第四七七條.....	三五頁以下
第四六三條第一項.....	二〇頁以下二三七頁以下	第四七八條.....	三五頁以下
第二項.....	二〇六頁以下	第四七九條.....	三三頁以下
第四六四條.....	二三頁以下	第四八〇條.....	三三頁以下
第二項.....	二三五頁以下	第四八一條第一項.....	三四四頁以下
第四六五條第一項.....	二三七頁以下	第二項.....	三四二頁以下
第二項.....	二三五頁以下	第四八二條.....	三四一頁以下、三五六頁以下
第四六六條第一項.....	二六二頁以下、二八七頁以下、二九六頁以下	第四八三條.....	三〇六頁、三四六頁以下
第二項.....	二〇六頁以下	第四八四條.....	三〇六頁以下、三一〇頁以下
第四六七條第一項.....	二三七頁、三〇六頁以下、二三二頁以下、二三六頁以下	第四八五條.....	三〇六頁以下、三一〇頁以下
第二項.....	二三七頁以下	第四八六條.....	三一〇頁以下
第四六八條第一項.....	三〇七頁、三〇二頁、三九五頁以下	第四八七條.....	三一〇頁以下
第二項.....	三三二頁以下	第四八八條第一項.....	三一〇頁以下、三一〇頁以下
第四七四條第一項.....	三三二頁以下	第二項.....	三一〇頁以下
第二項.....	三三四頁以下	第四七八條.....	三一〇頁以下
第四九〇條.....	一四三頁以下	第二項.....	三一〇頁以下
第四九一條第一項.....	一四三頁以下	第五〇〇條.....	六二頁以下、一二四頁以下、三六頁以下
第二項.....	一四三頁以下	第五〇一條.....	一元七頁以下
第四九二條.....	一三一頁以下	第一號.....	一三〇頁以下
第四九三條.....	一三一頁以下	第二號.....	一三〇頁以下
第四九四條.....	一四五頁以下、一九八頁以下、一九九頁以下	第三號.....	一三〇頁以下
第四九五條第一項.....	一四五頁以下	第四號.....	一三〇頁以下
第二項.....	一四四頁以下	第五號.....	一三〇頁以下
第四九六條第一項.....	一五〇頁以下	第五〇二條第一項.....	一三〇頁以下
第二項.....	一四四頁以下	第五〇三條.....	一三〇頁以下
第三項.....	一五〇頁以下	第五〇四條.....	九四頁、一三〇頁以下
第四九七條.....	一五三頁以下	第五〇五條第一項.....	一五二頁以下
第四九八條.....	一五七頁以下	第二項.....	一五七頁以下
第四九九條第一項.....	一五四頁以下	第五〇六條第一項.....	一五九頁以下、一九九頁
第二項.....	一五三頁以下	第二項.....	一五六頁以下、一三三頁

第五〇七條	一至三頁以下	第二項	一八三頁、一八四頁以下
第五〇八條	一至三頁以下	第五二二條第一項	一八三頁、一八六頁以下
第五〇九條	一至三頁以下	第五二三條	一八七頁以下
第五一〇條	一至三頁以下	第五二四條	一八七頁以下
第五一一條	一至三頁以下	第五二五條	一八九頁以下
第五一二條	一至三頁以下	第五二六條第一項	一八九頁以下
第五一三條第一項	一六〇頁以下、一六六頁以下	第五二七條第一項	一八九頁以下
第五一二項	一六〇頁以下、一六六頁以下	第五二八條	一八九頁以下
第五一五條	一六〇頁以下	第五二九條	一九二頁以下、一九三頁、一九三頁以下
第五一六條	一六〇頁以下	第五三〇條第一項	一九三頁以下、一九四頁
第五一七條	一七〇頁以下	第五二七條第二項	一九四頁以下
第五一八條	一七〇頁以下	第五二八條	一九四頁以下
第五一九條	一七〇頁以下	第五二九條	一九二頁以下、一九三頁、一九三頁以下
第五二〇條	一七〇頁以下	第五三〇條第二項	一九三頁以下、一九四頁
第五二一條第一項	一六六頁以下、一六三頁、一六四頁	第五三一條第一項	一九三頁

第二項	一至三頁以下	第五三八條	一三九頁以下
第三項	一九三頁、一九三頁	第五三九條	一三九頁以下
第五三二條第一項	一九二頁、一九六頁以下、一九三頁	第五四〇條第一項	一三七頁、一三〇頁以下
第二項	一三一頁以下	第二項	一三〇頁
第三項	一九二頁、一三一頁	第五四一條	一三八頁以下
第四項	一九四頁	第五四二條	一三九頁以下
第五三三條	一三〇頁以下	第五四三條	一三九頁以下
第五三四條第一項	一三〇頁、一三九頁以下	第五四四條第一項	一三九頁以下
第二項	一三〇頁以下	第二項	一三一頁
第五三五條第一項	一三一頁以下	第五四五條第一項	一三二頁以下
第二項	一三一頁以下	第二項	一三一頁
第三項	一三一頁以下	第三項	一三三頁以下
第五三六條第一項	一三〇頁以下、一三六頁以下	第五四六條	一三一頁以下
第二項	一三〇頁以下、一三六頁以下	第五四七條	一三六頁以下
第五三七條第一項	一三六頁以下、一三〇頁以下	第五四八條第一項	一三六頁以下、一三七頁以下
第二項	一三〇頁以下	第二項	一三一頁以下

條文索引

大正四年三月二十日第五卷初版印刷發行
大正四年四月廿三日第五卷訂正再版印刷發行
大正四年七月二十日第五卷訂正三版印刷發行
大正五年三月十日第五卷訂正改版四版印刷發行
大正五年八月十日第六卷再版印刷發行
大正五年八月十日第五卷五版印刷發行
大正六年五月二十日第六卷三版印刷發行
大正六年五月五日第六卷四版印刷發行
大正七年五月五日第五卷六版印刷發行
大正七年五月五日第六卷五版印刷發行
大正八年十月十五日第五卷七版印刷發行
大正八年十月十五日第六卷六版印刷發行
大正八年十月十五日合本發行

債權總論下卷奧附
正價六金圓貳拾錢
上製金七拾錢增

(舍労同【番五九二段九話電】地番七十町番六下區町麴市京東 所刷印)

法學博士 石坂音四郎先生著

債 權 法 大 綱

菊判上製 正價金參圓五拾錢
全一冊 送料内地金十八錢

本書は私法の大家石坂博士が病床に在りて執筆完成せしめたる良書にして初學者、學生諸氏の爲めに企圖せられしもの、叙述平明、簡潔を旨とし豐富なる識見と犀利なる論法を以て釋明せられ内外の學說並に最新の判例を引用し立論正確、理義透徹能く債權法の難問疑義を闡明して餘蘊なし。

法學博士 仁田井益太郎先生著

親族法相續法論

菊判上製 正價金五圓貳拾錢
全一冊 送料内地金廿四錢

本書は親族法相續法の規定及び理論を簡明に説明し尚ほ其の規定と民事訴訟法、人事訴訟手續法其他の助法との關係に論及せる良書にして前版賣切後半歳を費やし博士の懇切なる修正を経て今回發賣せるもの、而して卷末に事項索引を挿入して實務家の便に供へられたり。

336
21A

終

